

タイトル	イスラエル批判を抑圧する言説機会構造 — 「防衛的民主国家」ドイツにおける制度化の過程
著者	本田，宏；HONDA, Hiroshi
引用	北海学園大学法学研究，60(2)：1-53
発行日	2024-09-30

論 説

イスラエル批判を抑圧する言説機会構造 ——「防衛的民主国家」ドイツにおける制度化の過程

本 田 宏

1. イスラエル・パレスチナ紛争をめぐるドイツの言論環境の分析枠組み

2023年10月のハマスの武装勢力による襲撃と人質拘束に対する報復として始まったイスラエル軍のガザ地区攻撃は、いまだ収束のきざしを見せない。前号（本田 2024）では、2023年10月以来のガザ戦争をめぐるドイツの「マッカーシズム」的言論弾圧の主な事例を概観した。本稿では時代を少しさかのぼり、このような言論環境が形成された過程を「言説機会構造」の制度化という概念で分析する。

言説機会構造（discursive opportunity structure）は、ある争点をめぐる言論の配置が、社会運動や個人の意思表示に有利・不利に働くことを分析するための概念である（cf. McCammon 2013）。これは社会運動に有利・不利に働きうる政治制度やアクターの配置を表す「政治的機会構造」（political opportunity structure）の概念から派生したものである¹。

先鞭をつけたコープマンズとステイサムは、ドイツとイタリアの極右政党の成功の度合いを規定する「機会構造」を2種類に分けた。まず制度的機会構造は従来の政治的機会構造に相当し、「挑戦者」（極右政党）に対する政界（polity）の参入障壁や政界の「メンバー」（既存政党）の戦略的行動を指す。ドイツの場合、選挙法に得票率5%の障壁があり、また「自由民主的基本秩序」を否定する「違憲政党」を禁止できる憲法の規定がある。これらは極右や極左の政党に対する国家の弾圧能力としても理解可能である。これに対し、言説機会構造は、国民共同体のアイデンティティやシティズンシップ（国民としての権利・資格）に関して、当該国で支配的な観念を指す。ドイツでは歴史的に民族文化の共有に基づく国民観念（エスノ・ナショナリズム）が根強いので、外国人排斥の主張に共鳴しやすい文化的素地（極右に有利な言説機会構造）がある一

方、極右政党の政界参入への障壁が高く、既存政党も極右の主張の一部を先取りした政策をとるため、極右政党は議会に定着できなかったという (Koopmans and Statham 1999: 229)。

ただしドイツでは民主体制の理念の共有に基づく国民観念 (civic political components of national identity) として、「憲法愛国主義」と言われる自由民主主義体制への支持拡大も見られ、これが極右の言説に対する強力な防壁 (国家の弾圧能力) として働くという (Koopmans and Statham 1999: 240)²。従ってコープマンスとステイサムのいう極右にとっての機会構造には、国民とは誰かに関する線引きと並んで、政界の正統なメンバーとは誰かに関する線引きが含まれている。

これに対し妊娠中絶をめぐる論争について米独を比較したフェレーら (Ferree et al. 2002) は、政治システム全般の特徴 (国家・政党・議会・司法が果たす役割の違い) を政治的機会構造とし、ドイツでは米国に比べて国家機関や政党の果たす役割が強いと指摘する。また妊娠中絶という争点に関する言説機会構造は制度的次元と社会・文化・歴史的次元に区別している。制度的次元はメディアが、特定争点に関する言論を展開する資格 (standing) をどの主体に認めるのかを指す。例えばドイツのメディアは米国に比べて市民団体よりも国家機関や政党の代表者の発言を引用する傾向が強い。一方、社会・文化・歴史的次元は、過去の議論の結果として許容される言論の幅を意味する。ドイツではナチスの教訓がそれとは一見無関係に見える争点 (妊娠中絶) にも適用され、議論の幅を制約しているという。

チナツリとジューニ (Cinalli and Giugni 2013) はムスリム系住民の意思表示を制約する法制度や政策を制度的機会構造、ムスリムに敵対的な言説が公共圏に浸透しているかどうかを言説機会構造とする。

またイスラエル・パレスチナ紛争をめぐる 2000 年代前半のドイツと英国の左翼言説を比較したウルリヒ (Ullrich 2008) は、歴史や過去の論争の結果、政治的・社会的に許容される言論の幅が狭まっている状態を「言説機会構造」と捉えると同時に、全国レベルの「言説機会構造」と、左翼特有の「言説機会構造」を区別し、それぞれを構成する中心的言説と関連言説が何かを明らかにしている。

いずれの先行研究も過去の経緯から特定の言説が社会に浸透し、文化的に共鳴しうる状態を狭義の「言説機会構造」の概念で表現している。一方、「制度的機会構造」は、特定の傾向のある主体を政界や公共圏から

排除または優遇する制度的参入障壁を表す概念と考えられる。

ただ、この2つの次元は互いに独立したものとして扱われてきた。しかし社会に浸透している言説に反する意思表示をすると、政界や公共圏から排除される場合、2つの次元は連関していることになる。そのような連関が強まることを本稿は「言説機会構造の制度化」と捉える。

本稿が示すように、ドイツではイスラエル批判をめぐって言説の次元と制度的参入障壁の次元が2000年代以降、結びつきを強め、2010年代末には強力な言論抑圧効果を及ぼすようになった。これは、イスラエル批判を「反ユダヤ主義」と同視して糾弾することを可能にする言説が主要なアクターによって支持されるとともに、法制度や国家の政策によって補強されていく過程である。この過程を本稿はイスラエル批判を抑圧する言説機会構造の「制度化」として記述し、分析する。

まず戦後西ドイツの政治体制の本質である「防衛的民主主義」を制度的機会構造として捉える。これは「過激主義」と特定された主体を政界や公共圏から排除する。元々はナチス復活や極右の反ユダヤ的暴力を抑止する制度として位置づけられていたが、2000年代以降、左翼やイスラム勢力の「過激主義」が標的になっている。次に、イスラエル批判を「新しい反ユダヤ主義」と規定する言説の世界およびドイツ国内での台頭を見る。続いてイスラエルの安全保障をドイツの「国家理性」と断定する2008年の首相演説の含意を分析する。そこには、ホロコーストに対する歴史的責任や東ドイツの過去との決別を根拠にイスラエルへの軍事支援と「反ユダヤ主義との戦い」を正当化する統一ドイツの新しい国民的自画像が浮上する。続いて、イスラエルへのボイコット・投資撤収・制裁(BDS)運動をイスラエルの安全保障への脅威かつ「反ユダヤ」と規定する言説が政界に広がるとともに、政府がイスラエル批判を反ユダヤ主義と同一視する定義を採用する状況を見る。さらに、新たに設置された反ユダヤ主義問題担当官の活動に伴う文化弾圧や報道機関内の弾圧を取り上げる。最後に、イスラエル批判を反ユダヤ的だとして抑圧する政治・行政レベルのさらなる制度化の動きにふれる。

2. 「過激主義者」を排除する制度的機会構造：防衛的民主主義

戦後西ドイツの政治体制は「防衛的」「戦闘的」民主主義と称される。

一般に「戦闘的民主主義」(militant democracy)は、反民主勢力が民主的手続きや政治的権利を民主体制破壊のために利用する危険性に対処するため、言論・結社の自由を制限する強権的な予防措置を備えた政治体制を指す。ヴァイマル共和国の民主体制がナチスからの攻撃に無防備だったという理解から、そうした論陣を米国に亡命したユダヤ系の憲法学者が1930年代後半に唱えたことに端を発する。この体制の主要な特徴には、民主体制の破壊を志向する「敵」の特定と、「敵」が民主体制の破壊に着手する前に強権的な予防措置をとることが含まれる (de Morree 2017: 148)³。この発想が戦後の西ドイツの憲法であるドイツ基本法に盛り込まれた。ドイツでは、学術レベルでは「戦闘的」(streitbar)、より広い文脈では「防衛的」(wehrhaft)の語が好まれる。本稿ではドイツの政治体制の特質を表すときに「防衛的」の語を用いる。

ドイツ基本法で防衛的民主主義に該当するのは、憲法の基本原則の改正を禁ずる「永久条項」(79条3項)のほか、違法・違憲の結社の禁止(9条第2項)や、「自由民主的基本秩序を侵害」する違憲政党の禁止(21条2項)、および「自由民主的基本秩序」に敵対する者の基本権剥奪(18条)さえも可能にする条項である。また憲法上の根拠に基づき、法律や政令の次元でも民主体制防衛のための様々な措置が取られてきた。得票率5%の議席獲得要件を設ける選挙法や、ヘイトスピーチやホロコースト否定論の拡散を禁じる刑法上の規定などである。政党や結社が違憲かどうかを判断する役割は連邦憲法裁判所に与えられた。

しかし実際にいかなる勢力が「民主主義の敵」、違憲の存在と見なされるかは政治の影響を受けてきた。キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)主導の政権はナチス党員の過去を持つ多数の官僚の復権を1951年5月の法律によって図る一方、1951年にニーダーザクセン州議会選挙でナチスを想起させる社会主義国家党(SRP)が議席を獲得すると、違憲政党審査を憲法裁判所に申請した。しかし冷戦を背景にドイツ共産党(KPD)の申請も抱き合わせにされた。憲法裁判所は1952年にSRPを「自由民主的基本秩序」(die freiheitliche demokratische Grundordnung: fdGO)に違反する政党に指定することを認めたが、共産党についてはようやく1956年に指定を認めた。CDU/CSU主導政権下ではまた、国家反逆罪のような政治的刑罰の再導入や連邦および州の憲法擁護庁の設置が行われ、それに基づいて共産党シンパと見なされた人々に重点を置いた捜査・訴追が行われた (Fuhrmann 2019: 56-62)。

このように1950年代から1960年代半ばまでは旧ナチス勢力の中で新しい民主体制のルールに適応できない集団と、共産党が「全体主義」勢力として一括りにされていた。しかし1960年代後半から1970年代前半にかけ、新左翼やネオナチ勢力の台頭を受け、より包括的な概念として過激主義(Extremismus)が西ドイツの民主主義の「敵」と見なされるようになった。特に極左のテロ組織の取り締まりを念頭に、1972年1月には「過激派政令」(Radikalenerlass)の導入が連邦と各州の首相によって決議された。この過激派政令に基づき、公務員や公務員就職希望者は「自由民主的基本秩序」への忠誠を求められ、200万人以上が思想信条の審査にかけられた(Koopmans 1995: 64)。

この過激派政令がもたらした状況をコープマンズは以下のように描写している(引用文献は削除)。

「過激派政令は左翼急進派に厳しいという偏りが露呈し、戦後多くの元ナチス党員が公務員に留任または再雇用されていたことと比べて、なおさら不当だと感じられた。大連立政権でクルト・ゲオルク・キージンガーが首相を務めたことが示すように、元ナチス党員は国家の最高位への昇進さえ可能性だった。さらに、この法令は国が唯一の雇用者である職業、特に教師に適用された。多くの場合、憲法の敵の烙印を押されることは、実質的に生計の手段を剥奪されることを意味した。従ってこの法令は「職業禁止令」としても知られるようになった。さらに、人々を公務員から締め出す理由は、明らかな非民主的活動の場合に限定されなかった。共産主義者やアナキスト、あるいは急進派組織の単なるメンバーであること、そのような組織によって組織された、あるいは「触発された」行動に参加するだけでも、たとえそれらの組織や行動が完全に合法でも、十分な理由とされた。(中略) 政治的弾圧全般や特に過激派政令に対する抗議自体が反憲法的行為とみなされた」(Koopmans 1995: 65-66)。

ドイツの「防衛的」民主体制は、その「敵」が実際に暴力を行使する前に予防的に制裁を課すことを認めており、「敵」をあらかじめ特定しようとする。敵の特定と制裁は多数の法規に基づいて治安機関(連邦・州の内務省や傘下の憲法擁護庁、連邦刑事庁)が行うだけではない。連邦や州の政治教育センターや過激主義研究学界、マス・メディア、市民団体、政党も制裁や予防啓発事業の担い手となる。この政治体制のさらなる特徴は、下からの革命を抑え込むことに重点をおくエリートの発想に

基づいていること、また誰が民主主義の「敵」、「過激主義者」であるかの線引きが党派的影響を受けることである。政権担当期間の長いキリスト教民主・社会同盟は、極右勢力の一部も支持基盤に取り込もうとする一方、急進左翼勢力の取り締まりに重点を置こうとしてきた。

しかし東西ドイツ統一後、極右による移民への差別や暴力が増加したのを受け、CDU/CSU と自由民主党 (FDP) の連立するコール政権 (1982～1998 年) の後半、1992 年から 1997 年まで右翼過激主義の予防啓発事業が行われた。これを発展させたのが社会民主党と緑の党の「赤緑」連立政権 (1998～2005 年) である。直接には 2000 年 10 月のデュッセルドルフのシナゴーク放火事件を機に、2001 年から「右翼過激主義、排外主義、反ユダヤ主義に立ち向かう 寛容と民主主義の若者プログラム」(JfTD) が連邦家族・高齢者・女性・青年省の事業として導入された。関連事業も含め、2006 年までに 1 億 9200 万ユーロが投入され、極右と闘うドイツ東部の市民団体への助成に重点が置かれた (Fuhrmann 2019: 263-265)。

だが当時の最大野党、CDU/CSU 会派は右翼過激主義のみを標的とするのではなく、左翼過激主義やイスラム主義も予防啓発事業の対象にすること、また市民団体への不信感から治安機関や連邦および州の政治教育センターが事業主体になることを求めていた。これは 1970 年代から治安機関が採用してきた過激主義取り締まり方針に沿ったものであった。2005 年に同会派が社会民主党と結んだ大連立協定は、若者向け啓発事業の項目で「左翼も含めた過激主義」の撲滅に言及したが、その位置づけは小さかった (CDU, CSU, and SPD 2005: 124)。一方、2006 年以降は野党 FDP も全ての過激主義に取り組む方針に与するようになった (Fuhrmann 2019: 268-273)。

CDU/CSU と FDP が 2009 年に結んだ連立協定は左翼過激主義とイスラム主義を予防啓発事業の対象に加えることをうたった (CDU, CSU und FDP 2009: 99-100)。両党の連立政権はクリスティーナ・ケーラー (Kristina Köhler; 後にシュレーダー姓に改名) 家族問題相の主導で「民主主義強化イニシアティブ」(IDS) を開始したが、この事業の指針は「自由民主的基本秩序に反対する全ての試み」を過激主義と定義していた (Fuhrmann 2019: 278)。同大臣の主導で 2011 年 1 月、「寛容の促進と能力の強化」プログラムの一環として「民主主義条項」、批判者からは「過激主義条項」(Extremismusklausel) と呼ばれるようになったものが導

入された。過激主義と闘う啓発事業を実施する市民団体が国家からの助成を受ける際、国家の重視する価値への事前の同意を義務づけるものである。(右翼の) 過激主義と闘うために別の(つまり左翼の) 過激主義団体が国家助成を受けることがあってはならない、という主張は以前からCDU/CSU 会派に見られた。同様の指針はすでに2007年から助成事業者向けの誓約書として存在していた(Fuhrmann 2019: 284)。

しかし市民団体の信条を「自由民主的基本秩序」に照らして審査するという内容は市民社会や野党の激しい反発を呼んだ。批判者の中には、緑の党所属の連邦議会議員フォルカー・ベック(Volker Beck)や、元々は移民への極右暴力との闘いを使命に発足した(しかし今では反シオニズムとの闘いに重点を置く)アマデウ・アントニオ(Amadeu Antonio)財団も含まれていた。結局、ドレスデン行政裁判所が2012年に違法と判断したのを受け、2011年の過激主義条項は2014年にSPDのシュヴェーズィヒ(Manuela Schwesig)連邦女性問題相の下で廃止された。2019年2月には、よりにもよって右翼政党のAfD(ドイツのための選択)が、団体や組織、事業への助成に適用されるべき過激主義条項を連邦議会に提案したが、他の全会派が拒否した(DB 2019a; Michaels, 11 Jan 2024)。しかし2023年12月、ベルリン市は類似の「反差別条項」を導入した。ドイツ・イスラエル協会会長になっていたベックやアマデウ・アントニオ財団は、ベルリン市の条項がイスラエル国家の承認を助成団体に求める内容だったため、これを支持することになる(本田2024)。

一連の過激主義予防啓発事業を通じて、急進左翼やムスリムの一部が防衛的民主体制の「敵」に認定されうること、またその際の統制や弾圧を治安機関のみならず市民団体など幅広い主体が担うことが、社会的に定着した。反ユダヤ主義はすでに「過激主義」に該当すると理解されていたので、仮にイスラエル批判が「反ユダヤ主義」と同一視されるようになれば、国家機関から民間団体やマス・メディアまで、幅広い主体による統制や弾圧が発動される態勢が整うことになる。その意味でイスラエル批判を反ユダヤ主義と同一視する「新しい反ユダヤ主義」論の台頭は言説機会構造の制度化の重要な一歩となる。

3. 「新しい反ユダヤ主義」論の制度化

ドイツのエリートレベルでは、イスラエルへの基本的支持がすでに1950年代から支配的だった。アーデナウアー首相率いるキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) は、西ドイツが米国主導の西側諸国から受け入れられる前提条件としてイスラエルへの支持が必要だと捉えていた (武井 2017)。特にキリスト教社会同盟 (CSU) や保守系メディアのアクセル・シュプリングァー社は、保守の間で根強い反ユダヤ主義を隠蔽・反転させる形でイスラエルやシオニズムをことさらに理想化する「ユダヤ礼賛主義」(philosemitism) の傾向があった。一方、社会民主党 (SPD) は非共産主義的社会主義のモデルとしてイスラエルを理想視しており、ドイツ労働総同盟 (DGB) とイスラエルの労働総同盟 (Histadrut) も友好関係にあった (Fischer 2016: 103)。

イスラエル批判が西ドイツで目立ったのはむしろ1960年代末から1980年代前半にかけての時期に限られる。この時期、急進化した左翼学生運動は反帝国主義の言説に染まり、その一環としてイスラエルに批判的な態度をとり、その影響は1970年代から1980年代前半にかけて台頭する「新しい社会運動」と初期の緑の党にも流入した (Fischer 2016; Ullrich 2008)。また SPD と FDP の連邦政権は石油危機後の情勢下でアラブ諸国への配慮を相対的には強めた (Fischer 2019)。しかし1980年代後半から1990年代にかけ、イスラエル批判は再び弱まった。その背景には、ホロコーストの記憶を組み込んだ歴史認識の定着や、緑の党の主流政党化、中東情勢の緩和 (第一次インティファダの収束とオスロ和平合意)、およびドイツ統一 (反イスラエル政策をとっていた東ドイツの消滅) が挙げられる。

しかし1990年代末以降、イスラエル批判が再び表面化する。中東和平が実際には空約束に終わり、第二次インティファダが激化したことや、2001年の9・11テロを契機にイスラム政治勢力を国内外の脅威と捉える傾向 (イスラムの「セキュリティゼーション」) が欧米社会で強まったこと、反テロ戦争を批判する反グローバリズム運動の台頭が挙げられよう。こうした中、イスラエルやそれを支持する米国のシオニスト団体は、欧米諸国内の左翼勢力やイスラム系住民の間に見られるイスラエル批判を「新しい反ユダヤ主義」として非難する言説を強め、これに応じた政策を欧米の政府にも求めるようになる。

「新しい」反ユダヤ主義の出現は、すでに1970年代に米国のシオニスト団体から主張されていた。これは数次の中東戦争でイスラエル軍による占領地域が拡大し、イスラエルへの反発が広がったこと、特にシオニズムをレイシズムの一形態として非難する国連総会決議3379号（1975年11月10日）採択への応答である。同時に、1967年の第3次中東戦争以降、米国のユダヤ人社会はイスラエル支持の傾向を強めており、1970年代末以降はホロコーストの記憶がユダヤ人社会の結束を強める目的に動員されるようになった。その後、1982年のイスラエルによるレバノン侵攻に伴う親イスラエル派のキリスト教系民兵によるパレスチナ難民キャンプでの虐殺や、1987年に始まる第一次インティファダに対する弾圧を機に、イスラエルへの国際社会の批判が高まる。これに対し、イスラエル政府は1988年、「イスラエル政府反ユダヤ主義監視フォーラム」（Israeli Government Monitoring Forum on Antisemitism）を設置し、世界各国のユダヤ人団体などと協力して「反ユダヤ主義」とみなしうる事象を記録する態勢を構築し始める。このフォーラムは2000年に「反ユダヤ主義に対抗する調整フォーラム」（Coordination Forum for Countering Antisemitism, CFCA）に再編される。これ以降、イスラエル政府は、世界各国の反ユダヤ主義事件への対応策としてイスラエルへの移住を奨励する従来の政策に加えて、イスラエル批判を反ユダヤ的だと糾弾する情報戦略を追求するようになった。その際、イスラエルという国家は世界中に散らばった集合体としてのユダヤ人（collective Jew）の代表者として擬人化され、イスラエルやその国家イデオロギーであるシオニズムへの批判は、一国家内でのユダヤ人個人への差別（「古い反ユダヤ主義」との類比で、「諸国民におけるユダヤ人への差別」、すなわち「新しい反ユダヤ主義」と規定されることになった（Lerman 2020: 87-89, 117-118）。2001年以降、文明の衝突と対テロ戦争の言説が浸透する中、安全保障上の脅威と位置づけられた「新しい反ユダヤ主義」に関する言説は劇的に拡散した。イスラエル国内では、反民主的法案を通じてユダヤ人のみからなる国家の性格を強化する方針が安全保障上の議論によって正当化された（Romeyn 2020: 206-209）。

欧州では1998年、社会民主労働党所属の首相ヨーラン・ペーション（Göran Persson）の肝いりでスウェーデン政府が国内の学校でホロコースト教育を行う組織の設立を決めた。これが欧米諸国の賛同を呼び、1998年5月、ホロコーストの教育・研究・記憶に関する国際協力タスク

フォース (Task Force for International Cooperation on Holocaust Education, Remembrance and Research: ITF) がストックホルムで政府間組織として創設された。2000 年 1 月に ITF は再びストックホルムで会議を開き、「ホロコーストに関するストックホルム国際フォーラムの宣言」(ストックホルム宣言) を採択し、その任務と参加国の努力義務を定式化した。ITF は 2013 年 1 月、国際ホロコースト記憶同盟 (International Holocaust Remembrance Alliance: IHRA) に改称する。2024 年現在、35 カ国が加盟、オブザーバー国 8 カ国となっている。2005 年、国連総会は毎年 1 月 27 日を国際ホロコースト記念日とすることを採択し、ホロコーストに関する教育を強化した。そのために国連は IHRA の常任オブザーバーとなり、それ以来、多くの国連機関が IHRA と協力してきた。IHRA には欧州委員会や欧州連合基本権庁 (FRA)、欧州連合、欧州評議会、欧州安全保障協力機構 (OSCE)、ユネスコなどもオブザーバーとして参加している。議長職は毎年別の国に交替し、政府代表、外交官、専門家による本会議が年 2 回開催される。常設事務局は 2008 年 3 月 11 日からベルリンに置かれている。IHRA の活動により、イスラエルのヤド・ヴァシェム、ワシントン D.C. のホロコースト記念博物館、アウシュヴィッツ強制収容所記念館、アムステルダムのアンネ・フランクの家、テレジエンシュタット強制収容所記念館などの主要なホロコースト記念施設の協力が進んだ (IHRA 2015a; IHRA 2015b)。

2001 年 8 月末から 9 月にかけて、ユネスコと国連人権委員会の後援でダーバン反人種差別会議が開催された。シオニズムを人種差別イデオロギーだと見る主張と、反シオニズムを反ユダヤ主義の現代的形態とみなす主張が対立した。またアフリカの奴隷貿易の経済的・文化的影響をジェノサイドと理解し、ヨーロッパにおけるユダヤ人の絶滅と同列に扱うかどうかをめぐる対立もあった。ダーバン会議を機に、パレスチナ連帯運動はイスラエルをアパルトヘイトに、シオニズムをレイシズムに類比する理解を強めた。一方、反ユダヤ的行為の急増がイスラエル・パレスチナ平和の崩壊および第二次パレスチナ・インティファダと並行して、またそれへの反応として起きた。これに応じて米国のイスラエル・ロビー団体は、新しい反ユダヤ主義論をイデオロギー的武器の中心に据えた。ダーバン会議に続いて新しい反ユダヤ主義に関する出版物が急増した (Romeyn 2020: 206-208)。

イスラエル・ロビーは、イスラエル政府の支援を受け、OSCE や欧州

人種差別・外国人排斥監視センター（European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia: EUMC）、および欧州委員会に対して新しい反ユダヤ主義論の浸透を図った。米国政府の支援も得て、2003年6月にはウィーンで反ユダヤ主義に特化したOSCEのハイレベル国際会議が初めて開催された。2004年4月には反ユダヤ主義に関するOSCEフォローアップ会議がベルリンで開催され、米国とドイツはユダヤ系NGOとともに「人種差別の中でも反ユダヤ主義の特異性」を認める独立した宣言を求めた。ベルリン会議が最終的に採択した宣言は、「イスラム教徒コミュニティの一部から来る反ユダヤ主義や反ユダヤ的形態のイスラエル批判」にホロコースト教育の強化で立ち向かうべきであると主張した（Romeyn 2020: 208-210）⁴。

欧州人種差別・外国人排斥監視センター（EUMC）は、1997年にEU閣僚会議によってウィーンで設立され、2000年に正式発足し、2007年に欧州連合基本権庁（European Union Agency for Fundamental Rights: FRA）へ移行した。EUMCは2003年、西欧諸国のイスラム系コミュニティや若いイスラム教徒、アフリカ系の人々を反ユダヤ主義増加の主な原因だと名指しする報告書の公開を差し止め、二度目の報告書では極右が依然として欧州における反ユダヤ主義の主な担い手であることを示唆した。このことで欧州ユダヤ人会議や世界ユダヤ人会議指導部から非難されたEUMCは、2005年1月、反ユダヤ主義を「ユダヤ人に対する憎悪として表現される可能性のある、ユダヤ人に対する特定の認識」と定義する「作業定義」を策定し、3月にホームページ上に公開した（Romeyn 2020: 210-211; Lerman 2020）⁵。

EUMCの作業定義は、ロシア出身のイスラエル右翼政治家ナタン・シャランスキーが「新しい反ユダヤ主義」を判別するための「3Dテスト」として定式化した基準（2004年）の影響を受けている（Younes 2020: 256-257）。彼は2003年から2005年までアリエル・シャロン首相のリクード政権でディアスポラ（在外ユダヤ人）・社会・エルサレム問題担当相としてイスラエル政府の「反ユダヤ主義に対抗する調整フォーラム」（CFCA）の議長を務めた。2003年にCFCAは「反ユダヤ主義と戦うグローバル・フォーラム」を発足させ、その初の国際会議は2004年2月に開催された。このときに「新しい」反ユダヤ主義の定式化が試みられ、これに基づいてシャランスキーは同年秋の『ユダヤ政治学研究』雑誌の巻頭言で「3D」を定式化したのである。彼は「新しい反ユダヤ主義」を

「人権の名の下に推進され、ユダヤ国家を標的としたもの」と定義するとともに、「反ユダヤ主義、反米主義、反西洋主義の境界線はほぼ完全に曖昧になっている」と主張する。その上で、イスラエル批判を反ユダヤ主義と判定するための簡易基準として「3D」を掲げる。悪魔化のD (demonization) とは、イスラエルの行動が合理的均衡を超えて非難されることや、イスラエル人とナチス、パレスチナ難民キャンプとアウシュヴィッツの間で比較がなされることを指す。二重基準のD (double standard) とは、中国やイラン、キューバ、シリアなど、他の主要な人権侵害国をさしおき、イスラエルが人権侵害のかどで国連によって名指しされることを指す。非正統化のD (delegitimization) とは、世界中の全民族の中でイスラエルだけが生存権を否定されることを指す (Sharansky 2004: 3)。

EUMC の作業定義は、「反ユダヤ主義の修辭的および物理的表現は、ユダヤ人または非ユダヤ人の個人または財産、ユダヤ人のコミュニティ組織および宗教施設に向けられている」とし、反ユダヤ主義が「ユダヤ人集団としてのイスラエルを標的」とすることが「ありうる」と付記している。イスラエルに対する批判が他の国に対する批判と同等なら、反ユダヤ主義とはみなされないが、イスラエルに「二重基準」を課したり、「イスラエル国家における行動についてユダヤ人に連帯責任を負わせたり」することは、反ユダヤ主義だという。しかしイスラエル・パレスチナ紛争に関する議論における表現の自由を侵害する目的で政治化されることが懸念されたため、EUMC は作業定義をホームページ上に公開したものの、機関決定としては採用せず、法的根拠のない作業中のものという位置づけをとったが、作業定義はやがて「EU の」反ユダヤ主義定義と誤認されて独り歩きするようになる (Lerman 2022: 133-135)。EUMC の後継機関である FRA (欧州連合基本権庁) はさらに距離を置き、2013 年 11 月に EUMC の作業定義をホームページに掲載するのを止めた (Romeyn 2020: 211; BMI 2017: 23)。

ところが 2016 年、国際ホロコースト記憶同盟 (IHRA) は、EUMC の定義に微修正を加えただけの反ユダヤ主義に関する「実用定義」を作成し、「責任ある行動の範例」としての使用、また「実用定義に法的拘束力を与えるための行動を起こすこと」を国際機関に促した。2017 年 6 月 1 日に採択された反ユダヤ主義との戦いに関する決議の中で、欧州議会は加盟国と欧州連合の機関に対し、「司法機関および法執行機関が反ユダ

ヤ的攻撃をより効率的・効果的に特定し訴追しようとする努力を支援するため」、IHRA の実用定義の採用と適用を勧告した。この勧告は、イスラエル批判の表現の自由に起こり得る影響について激しい論争を引き起こした (Romeyn 2020: 212)。

ドイツ国内では、市民権 (国籍取得) に関する法改正の進展が、新しい反ユダヤ主義に対する政府と市民社会の取り組みと並行して起きた。ドイツ帝国期以来の血統主義を出生地主義に変更する新しい市民権法は 1999 年に導入され、2000 年 1 月に施行された。有効な滞在許可証、有給雇用証明、刑事犯罪歴のないこと、および元の市民権を放棄する意志があれば、市民権獲得の居住要件が 15 年から 8 年に短縮される。ただし申請者はドイツ語のテストを受ける必要があり、さらに「自由民主的基本秩序」を支持する誓約が求められた (Younes 2020: 253)。

ドイツでは 2001 年以降、人種差別主義や反ユダヤ主義、右翼の暴力の被害者に対するカウンセリングや、外国人排斥、反ユダヤ主義、右翼過激派による攻撃の監視およびデータ収集・周知に、年 1300 ユーロ以上の国家資金が助成されるようになった。しかしそのような助成を受け、主に非営利市民社会団体が運営する差別暴力被害者相談サービスが設立されたのは、2010 年までは旧東ドイツ地域だけだった (Younes 2020: 253-254)。ユネスによると、データ収集の不均衡により、東ドイツが右翼過激主義や人種差別、反ユダヤ主義の主要な場所であるという歪んだ認識が生まれている。

2011 年と 2017 年には「反ユダヤ主義専門家部会」が反ユダヤ主義に関する特別報告書を連邦議会と政府に提出している (BMI 2011; DB 2017; BMI 2017)。これらの報告書によると、反ユダヤ犯罪のうち、圧倒的多数は極右によるものである。例えば 2017 年報告書 (BMI 2017: 39) では、2001 年から 2015 年まで年平均 1414 件あった反ユダヤ犯罪 (Straftaten) のうち、右翼政治的動機 (PMK-rechts) の割合は 91.2% を占めるのに対し、左翼政治的動機のもの 0.4%、「外国人」によるものは 5.7%、「その他」は 2.7% にすぎない (表 1)⁶。ただし「外国人」によるものと「その他」は、イスラエルによるガザへの大規模攻撃があった年に増加しており、2009 年には 101 件および 65 件、2014 年には 176 件および 71 件となり、それぞれの 15 年平均 63 件および 41 件を上回る⁷。反ユダヤ的暴力事件に限ると、右翼政治的動機の割合はやはり高い (15 年平均で 83.3%) もの、外国人によるものは年平均約 5 件、比率で 11.1% を占

める。とはいえ極右の比率が圧倒的に高いことに変わりはない。

表1：反ユダヤ犯罪の件数の推移（BMI 2017: 38-39）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	比率	平均 件数
右翼	1629	1594	1226	1346	1682	1662	1561	1496	1520	1192	1188	1314	1218	1342	1246	91.2%	1414.4
左翼	2	6	6	4	7	4	1	5	4	1	6	3	0	7	5	0.4%	4.1
外国人	31	89	53	46	33	89	59	41	101	53	24	38	31	176	78	5.7%	62.8
その他	29	82	59	53	26	54	36	17	65	22	21	19	26	71	37	2.7%	41.1
全体	1691	1771	1344	1449	1748	1809	1657	1559	1690	1268	1239	1374	1275	1596	1366	100.0%	1522.4

しかし助成団体や行政の報告書は、テロやイスラム主義と並んでインティファードが主にイスラム教徒の間にヨーロッパの「新しい反ユダヤ主義」を引き起こす最も重要な出来事と記述している（Younes 2020: 254）。

ドイツでは、2001年から2015年までの期間に年平均約43.6件の反ユダヤ的暴力事件があったが、難民の流入と反ユダヤ主義攻撃の数の間に信頼できる相関関係はなく、「外国人」（移民や有色人種）による反ユダヤ的な非身体的刑事犯の増加との唯一明確な相関関係はイスラエルの2009年（Operation Cast Lead 鑄造鉛作戦）と2014年（Operation Protective Edge 保護の刃作戦）の軍事行動との間に見いだされる。2017年には28件の反ユダヤ的物理的攻撃があったが、その約95%は右翼（寄り）の白人ドイツ人によるものだった。これに対し、2017年だけで難民に対する攻撃は約2000件、イスラム教徒に対する攻撃は約900件、難民支援活動家に対する攻撃が100件以上あり、そのほとんどが右翼によるものだった。2017年の最初の210日間で難民、亡命の権利、反人種差別政策を支援する議員に対する政治的動機に基づく犯罪行為（銃撃を含む）が205件発生した（Younes 2020: 257）。

4. イスラエルの安全保障をドイツの「国家理性」とする政治言説の台頭

ドイツが「新しい反ユダヤ主義」との戦いを国策化していく決定的な契機は、2008年3月18日にアンゲラ・メルケル連邦首相がイスラエル建国60周年を記念してクネセト（イスラエル国会）で行った演説である。以下に重要箇所を引用する（Die Bundesregierung 2008）。

「シヨアによって引き起こされた文明の断絶は前例のないものです」。

「私が 35 歳まで住んでいたドイツ民主共和国は国民社会主義を西ドイツの問題として捉えており、その末期になるまでイスラエル国家を承認しませんでした。ドイツ全土がその歴史的責任を認め、イスラエル国家の側に立つまでに 40 年以上かかりました」。「国民社会主義の残虐行為が相対化される場合、具体的にどのように対処すればよいのでしょうか。(中略) そのような試みには全て端緒のうちに戦わねばなりません。反ユダヤ主義、レイシズム、外国人排斥はドイツとヨーロッパに根付いてはなりません。さもなければ、ドイツ社会やヨーロッパ共同体、我々の国々の民主的基本秩序など、私たち全体を危険にさらすことになるからです」。「世界に対するより大きな脅威はイランではなくイスラエルから来ていると欧州の世論調査で回答者の明らかに大多数が答えているとき、私たちはどう対処すればよいのでしょうか?」「イスラエルとドイツ、イスラエルとヨーロッパは、共通の価値観、共通の試練、共通の利益によって結びついている、そのようなパートナーです」。「私たちがこうして話している間も、何千人もの人々がロケット弾攻撃やハマスのテロに怯えて暮らしています」。「特に懸念されるのは疑いもなくイラン大統領がイスラエルとユダヤ民族に向けている脅迫です。彼の度重なる侮辱とイランの核開発計画は平和と安全に対する脅威です。イランが原爆を手に入れたら、まずはイスラエルの安全と生存に、次に地域全体に、さらにヨーロッパと世界の全ての人、自由や民主主義、人間の尊厳といった価値観が何がしかの意味を持つ全ての人々にとって壊滅的な結果をもたらすでしょう。これは阻止しなければなりません」。「私の全ての前任者と歴代連邦政府は、イスラエルの安全保障に対するドイツの特別な歴史的責任を自己義務としてきました。こうしたドイツの歴史的責任は、我が国の国家理性の一部です。つまりドイツの連邦首相としての私にとって、イスラエルの安全は決して交渉の余地のないものです」。

メルケル演説には様々な点で、現在のドイツの状況に対して示唆的である。

まず目につくのは、「ショアによって引き起こされた文明の断絶」という歴史観と、ドイツが「歴史的責任を認める」ことから「イスラエル国家の側に立つ」ことを導き出す論理である。「文明の断絶」(Zivilisationsbruch) という語句は、ホロコーストの比類のなさを強調する文脈で政治家が引用する常套句になっている。ドイツの歴史的責任の相対化を許さないようにホロコーストの特異性を強調するという論理

は、1980年代後半の歴史家論争からドイツ統一にかけての過程で確立した歴史認識の公理である。これをメルケルは対イスラエル政策、実際には軍事支援と公然と結びつけたのである。

「歴史家論争」は1986年から1987年にかけて主に新聞紙上で展開された。当時の連邦首相ヘルムート・コール（CDU）は「精神的・道徳的転換」という表現で前向きな国民アイデンティティの回復に関心を表明していた。この政治志向に呼応する形で1986年、保守派の歴史家が新聞紙上に論説を発表した。彼らは、ユダヤ人大量殺戮はソ連の脅威を背景にソ連のやり方を踏襲したものだったと主張し、当時の西ドイツで共鳴を得やすかった反共主義の枠組みでドイツの責任を相対化した。この主張をハーバーマスら進歩派の哲学者や歴史家は歴史修正主義だと非難し、ユダヤ人に対するナチスの犯罪の比類なき性質を強調した（Fischer 2016: 154-155）。結果的にはドイツ統一後、ホロコーストの特異性とドイツの相対化できない責任を前提とするハーバーマスの立場が、統一ドイツの公式の歴史政策の中心解釈となった（Zimmerer 2023: 14-15; Rothberg 2023: 220）。

しかし、この歴史認識の公式教義は、やがて前向きな国民アイデンティティの希求と短絡的に結びつくことになった。ホロコーストに対してのみ歴史的責任を認めることでドイツの肯定的自画像を回復できたという物語が主流化した結果、そのような自画像を守るため、ホロコーストを現在または過去の他の現象と比較したり、ナチスの犯罪が起きた文脈や状況を論じたりすること自体を禁じる傾向が生じてくる。

歴史学者のユルゲン・ツィンメラーは、新しい首都ベルリンの中心部に、ナチス体制の犠牲者のうち、ユダヤ人のみを追悼する記念碑を2005年に建設したことが、犠牲者の序列化を進めたと見ている。メルケル首相が言及したショアの特異性は、ドイツの責任を第二次世界大戦中にドイツによる何百万人もの虐殺の舞台となったウクライナではなく、イスラエルに対する責任に限定する（Zimmerer 2023: 17-18, 20）。ウクライナの生存権は議論の対象ではなく、特にメルケルはイスラエルでの演説と同じ2008年、ロシアを刺激しないようにウクライナとジョージアのNATO加盟申請に反対し、2014年にはロシアによるクリミア併合を静観した。またドイツ植民地時代のナミビアで住民が虐殺された事件をめぐる議論が世論の注目を集めたとき、在任中のメルケル首相は公式見解を発しなかったという。

さらに歴史的責任から「イスラエルの側に立つ」ことを導き出してしまおうと、逆にイスラエルを支持するかどうかがホロコーストを受け入れる覚悟の有無のリトマス試験紙となってしまう (Zimmerer 2023: 33)。

しかもイスラエルの安全保障にドイツが責任を持つとは、実際には軍事支援を意味する。イスラエルへの軍事支援は 1950 年代後半からユダヤ人への補償という位置づけで秘密裏に開始され、イスラエルとの国交樹立後も目立たない形で続けられていた (武井 2017)。その限りでは、メルケル演説がドイツのイスラエル政策の変更ではなく、既存の路線の再確認だったように見える (Kaim 2015)。またメルケル演説の直接の文脈はイランの核開発疑惑と、部分的にはガザ地区で台頭したハマスの武装勢力によるイスラエルとの交戦である。とはいえ、ヘルムート・シュミット元首相は 2010 年 4 月のインタビューで、イスラエルの安全保障に共同責任を持つことは「感情的には理解できるが、非常に深刻な結果をもたらしかねない愚かな見解」だと警告していた (Mendel 2023: 258; di Lorenzo, 22. Apr 2010)。メルケル演説は、イスラエルへの軍事支援の強化を公然と倫理的に正当化する言説枠組みを提供したといえる。

メルケル演説にはまた、イランの大領領という対外的脅威とドイツ国内の歴史相対化の動きを反ユダヤ主義の概念でくくり、それと戦うという論理が見られる。これは外国の政治的イスラム主義と国内のイスラム系移民に「新しい反ユダヤ主義」の台頭を見る言説に通じる論理である。同時に、イスラエルもその一員に指定された西側世界の共有する価値を守るため、国際・国内両次元で「反ユダヤ主義との戦い」を進めることが、ドイツの「国家理性」であり誇りだという発想が示唆されている。

メルケルが国家理性の概念を持ち出してイスラエルの安全保障と生存権へのドイツの関与を正当化したことは、最も注目を引いた。この概念は、起源は古いものの、現在のドイツではもっぱらイスラエルとの関係について政治家が使用している。特に 2023 年 10 月以来、ドイツの政界で頻繁に登場する言葉となったため、ドイツ連邦議会学術局はこの概念の性格と変遷をまとめている (DBWD, 30 Nov 2023)。

それによると、この概念は 16 世紀のイタリア都市国家、マキャベリの発想に起源があり、その後、近代初期の統治者が伝統的な束縛を脱して領域国家を打ち立てていく際の政治闘争概念に発展した。このため国家理性は規範的考慮なき権力維持を連想させる概念になった。例えばドイツの『政治学辞典』(Schmidt 1995: 915) は 3 つの相互補完的な定義を提

供する。①国益を他の全ての利益よりも優先すること、②個人の理性や必要性とは対照的な国家の必要性、③道徳や法規への違反を甘受してでも国家にとっての効用の維持と増大が国家行動の最高基準であるという原則である。また連邦政治教育センターがインターネット上に公開している『政治学事典』は、「国家の利益を他の全ての（特定または個人の）利益よりも優先する原則である。この絶対主義的ないし権威主義的原則によれば、国家の権力、統一、存続の維持はそれ自体が価値であり、最終的には道徳や法律に関係なくあらゆる手段の使用を正当化する。この原則は今日でも権威主義者によって使用されている」と定義している（Schubert and Klein 2020）。

こうしたニュアンスのため、国家理性の概念は法の支配の考え方に配置され、現在の公法や国際法の文献や教科書では使用されず、法的効果を持たない（DBWD, 16 Nov 2023）。ただし 20 世紀初頭にドイツの歴史家マイネッケ（Friedrich Meinecke）は『近代史における国家理性の理念』（原著 1924 年。邦訳：菊盛英夫・生松敬三訳、みすず書房 1976 年）の中で、国家理性には権力欲だけでなく、政治行動の責任意識に関する規範的次元もあることを指摘した。以来、ドイツの歴史学や外交政策の分析では国家行動の根本動機や指導理念の意味で部分的に使用されてきた（DBWD, 30 Nov 2023: 4-7）。

ドイツの歴史学や外交分析の文脈では、戦後の連邦共和国の「国家理性」として、ナチスや共産主義（あるいは東ドイツ）を意識した防衛民主主義的憲法や、1950 年代の西側統合と 1960 年代末からの東方外交、1970 年代以降の多国間協調が挙げられる。一方、国家理性の概念は 1990 年以降の外交分析においては中心的役割を果たしていない。連邦政府の現在の外交安保政策の文書でも国家理性の概念はほとんど使われていない（DBWD, 30 Nov 2023: 10-18）。

しかし政界のレベルでは 1982 年 10 月 13 日、コールが首相就任時の所信演説の中で「同盟はドイツの国家理性の中核である」と述べて以来、国家理性の概念が使われるようになった。コールは 1991 年、湾岸戦争時にイラクがドイツ企業の提供した技術に基づいて製造したミサイルをイスラエルに向けて発射したことへの応答として、イスラエルへのドイツ製潜水艦 6 隻の供与を決定した（DBWD, 30 Nov 2023: 11-12, 18）。コールは 1994 年にメルケルを連邦環境相に抜擢したことで知られる。国家理性の概念を歴史的責任と絡めてイスラエル国会演説で使うこと

で、メルケルはコールを意識していたにちがいない。

イスラエルの安全保障がドイツの国家理性の一部であるという文言は、連邦政治教育センターの発行する雑誌に当時の駐イスラエルドイツ大使が2005年に発表した論考「イスラエルの存続確保はドイツの国益であり、従って我が国の国家理性の一部である」(Dressler, 4 April 2005)に登場していた(DBWD, 30 Nov 2023: 19-20)。メルケル首相は翌2006年にアクセル・シュプリングァー社のヴェルト紙のインタビューで、ドイツの国家理性の一環としてのイスラエルの生存権について語っており、2007年の国連総会演説でもほぼ同じ言葉を選んだ。しかしこの公式が注目を集めたのは2008年のイスラエル国会演説からである(Heckel et al. 20 Aug 2006; Die Bundesregierung 2007)。以来、この表現は様々な当局者が定期的に繰り返すようになった。

しかし上記のように国家理性の概念は、個人の理性や自由、道徳や法を度外視して統治者が追求する国策という含意があるため、イスラエルの安全保障をドイツの国家理性だと宣言することは、議論自体の禁止や人権無視につながりかねない面をもっていた。

メルケル演説に関して最後に指摘したいのは、東ドイツの反イスラエル路線への負目である。東ドイツ出身のメルケルは、どの前任者よりもイスラエルとの友好を外交政策の象徴的な柱とした。統一後のドイツは東ドイツの反イスラエルの伝統を明確に引き継いでいないことを示そうと躍起だった。イスラエルとの結末は、東ドイツに対する連邦共和国の道徳的優位性の証拠とみなされ、自分は正しい側にいるという感覚をもたらした(Mendel 2023: 257-258)。このイスラエルへの「転向」は「ドイツ連邦共和国とそのエリート層の新たな政治的アイデンティティの要素」だった。それは西側志向の象徴であり、民主主義、寛容、自由主義にドイツが転換することに成功したことの象徴でもあるという(Brecher 2020)。

旧東ドイツ政権党の流れをくむ潮流が重要部分を占める左翼党にも、東ドイツの過去との距離をとろうとするあまり、イスラエル支持を強調する勢力がいる。東ドイツの州や自治体での政権参加経験を持つ実利派(民主社会フォーラム)は、他党との連携の観点からイスラエル批判に慎重だが、その最も有力な指導者であるギジ(Gregor Gysi)はときにイスラエルの政策を批判してきた。これに対し、ザクセン州の左翼党周辺ではイスラエル寄りの姿勢が目立つ。特にドイツの急進左翼における異端

派「反ドイツ派」の潮流に属する青年組織「シャローム部会」はイスラエルの政策を無条件で支持し、党内外のイスラエル批判を「反ユダヤ的」と非難し、内紛の種をまいてきた（Fischer 2016: 201-203, 239, 249）。ザクセン州では極右勢力も強いので、それに対抗する「アンティファ」（反ファシズム）運動が左翼学生の間で魅力的に見えること、またファシズムを西ドイツ資本主義体制の現象と規定した旧東ドイツの公式の反ファシズム政策との距離を強調したい意図が指摘できる。ドイツ東部の住民の間で統一ドイツからの疎外感がいまなお残る中、ザクセン州の大学都市の若者には、極右との戦いと旧東独共産主義体制の過去との断絶を強調することで統一ドイツの政治社会に正統なメンバーとして受け入れてほしいという願望が強いと思われる。こうした政治的孤立を脱するための過剰適応をフィッシャーは、ドイツ帝政期で反体制と順応の間で揺れ動いた社会民主党を分析したロートの概念に依拠して「負の統合」と呼ぶ（Fischer 2016: 233-235; Roth 1963）。このようにイスラエルへの支持表明は東独共産主義体制の「過去」との決別を通じて政治エリートになるための関門として機能している。

緑の党でも 1980 年代後半から連立路線を主張する現実派の台頭に伴い、また保守政権の歴史修正主義から距離をとる必要性から、中東紛争に関する現状追認志向が強まった（Fischer 2016: 150-151）。イスラエル批判がスティグマ性の強い「反ユダヤ主義」と結びつけられるにつれ、政界やメディア業界に転じた元左翼活動家にとっても、新左翼のパレスチナ武装闘争支持という過去と距離を置くことが、統一ドイツのエリートに昇進するための入場券として機能してきたように見える。

5. 「反ユダヤ主義との戦い」決議

2005 年 7 月、パレスチナ市民社会の約 170 団体は、イスラエル国家が「全てのアラブの土地の占領と植民地化を終わらせ、ヨルダン川西岸の分離壁を撤去し、イスラエルのアラブ・パレスチナ系国民の完全に平等な基本的権利を認め、さらに国連総会決議 194 に従ってパレスチナ難民が故郷と財産を回復する権利を尊重・保護・促進するまで、貿易をボイコットし、制裁を課し、イスラエルから投資を撤収するという国際市民社会への呼びかけを採択した。これが「ボイコット、投資撤収、制裁」、いわゆる BDS 運動である。

元々は、1990年代のオスロ和平交渉が行き詰まり、2000年に始まった第二次インティファダが自爆攻撃と弾圧の応酬へと激化する中で、これらに代わる非暴力の運動として登場した。しかし BDS は世界規模のキャンペーンになり、様々な成果を上げてきている。ドイツ関連ではイスラエルの兵器会社エルビットからのドイツ銀行の撤退や、占領下のパレスチナの土地を横切るエルサレムとテルアビブ間の高速道路建設からのドイツ鉄道の撤退が含まれる。南アフリカ労働組合総連合が BDS を支持したことは、イスラエル寄りのドイツ労働総同盟 (DGB) から非難を受けた。ドイツの BDS 運動はベルリンを中心にボンやシュトゥットガルトなどの大都市に支持グループがある。左翼党の一部や「中東の正義の平和のためのユダヤ人の声」(Jüdische Stimme für einen gerechten Frieden) と協力することも多い (Fischer 2016: 293)。

南アフリカのアパルトヘイト体制に反対するボイコット運動の成功が、BDS 運動の模範となっている (Fischer 2016: 290-293)。BDS は、南アフリカの反アパルトヘイト活動家とパレスチナの長年の連帯行動の延長線上にあり、イスラエルによるパレスチナ占領・植民地化・差別体制を昔の南アフリカのアパルトヘイトに類比する運動言説 (フレーミング戦略) の一環でもある。南アフリカが国際司法裁判所にイスラエルの「ジェノサイド」の認定を求めて提訴したのも、同様の流れにある。

ユダヤ人経営の中小企業ではなく、イスラエルの軍事情報企業や占領地の企業活動への外国資本の投資が BDS の主な標的である。しかしドイツではナチスが 1930 年代にユダヤ人の商店や事業のボイコットを呼びかけた歴史から、BDS を「反ユダヤ的」と規定する言説が展開されやすい。この文化的共鳴を利用し、BDS がイスラエルの安全保障 = ドイツの国家理性への脅威であり「反ユダヤ的」と規定し、取り締まることが政界主導で制度化され、様々なレベルで執行されるようになった。

しかし 2000 年代後半の段階ではまだ、ドイツの「新しい反ユダヤ主義」との戦いの焦点は BDS ではなく、国内外のイスラム世界や左翼の一部の反シオニズムに置かれていた。

2008 年 11 月 9 日、1939 年の「帝国水晶の夜」70 周年に合わせ、CDU/CSU、SPD、および緑の党の 4 会派は共同で、左翼党会派は単独で、「反ユダヤ主義との闘いを強化し、ドイツのユダヤ人の生活をさらに促進する」と題した同一内容の動議を提出した (DB 2008a; DB 2008b)。これは「反ユダヤ主義との戦い」と題する 2003 年 12 月 10 日の連邦議会

決議に続くものであるが、かなり踏み込んだ内容になっている。動議は、「ドイツのユダヤ人の生活」を支援する措置として、ドイツ・ユダヤ人中央評議会の活動への国家助成に関する連邦と中央評議会の協定更新に言及したほかは、3月のメルケル演説を踏襲している。「反ユダヤ主義は、ユダヤ系の国民にとってだけでなく、私たちの基本的価値観である民主主義、多様性、人権の尊重・保障にとっても脅威」だという。またイランのアフマディネジャド元大統領を反ユダヤ主義者だと名指しした上で、反ユダヤ主義は反米主義や反シオニズムと密接な関係があると述べている。同じくハマスとヒズボラが本質的に反ユダヤ的であり、新しい反ユダヤ主義の脅威はこの「イスラム主義の知的世界」から来ており、「世界的脅威」だと断じている (Younes 2020: 259)。

この決議のタイミングはイスラエルの安全保障上の関心に合致していた。2008年12月末から2009年1月にかけて、イスラエルは「鑄造鉛作戦」と名づけたガザ空爆を行った。ドイツ政府はただちにイスラエルへの支持を宣言し、緑の党の元外相ヨシュカ・フィッシャー (Joschka Fischer) はこれを称賛した (Fischer 2016: 237)。2008年の連邦議会決議が主流4会派と左翼党によって別々に出されたのは、キリスト教同盟会派が左翼党との共同決議に反対したためである (Kahmann 2014: 62)。この頃から左翼党への内外の親イスラエル勢力からの圧力も強まっていく。

2009年、ガザ地区に船で医療物資を届けることを求める国際的な呼びかけがあり、ドイツでも多くの団体や人々が賛同署名し、その中にはSPD 党員や連邦議会のヴォルフガング・ティエルゼ副議長も含まれていた。ガザへの航海の最終行程中の2010年5月31日早朝、イスラエル軍が公海で船団を襲撃し、マヴィ・マルマラ号 (Mavi Marmara) に乗っていたトルコ人活動家9人を殺害した。左翼党の連邦議会議員2名と元職1名も乗船していた。7月2日、連邦議会はキリスト教民主・社会同盟、SPD、FDP、緑の党が、親イスラエルのではあるが封鎖の解除を求めた決議案を可決した。左翼党はより批判的な独自の動議が否決されてから多数派の決議を支持した。この事件でイメージが低下したイスラエルは、船団の参加者が暴力的でハマスを支援していたと非難する宣伝を強化した (Fischer 2016: 241-243)。

2011年5月、社会学者 (現在はベルリン州反ユダヤ問題担当官) ザルツボルン (Samuel Salzborn) と親イスラエル派の左翼党員フォイクト (Sebastian Voigt) による未発表論文 (Salzborn and Voigt 2011) 「連立相

手としての反ユダヤ主義者？反シオニスト的反ユダヤ主義と政権担当能力追求の狭間の左翼党」がフランクフルター・ルントシャウ紙のオンライン版に掲載された。記事は、左翼党の政治家の発言や、一部の地方支部の BDS 運動やガザ船団への支持などを「反ユダヤ的反シオニズム」が左翼党内で猛威を振るっている証拠だと批判した (Fischer 2016: 249-50; Hein, 18. Mai 2011)。この論文は研究方法や学術的妥当性が疑問視された (Ullrich and Werner 2013)。だが 2011 年 5 月 25 日、連邦議会でキリスト教民主・社会同盟、SPD、FDP、緑の党の 4 会派は、左翼党の一部が反ユダヤ的立場を代表していると非難した。党内外からの圧力にさらされた左翼党議員団は団長ギジの主導で 6 月 7 日、議員 20 名の退席後、「反ユダヤ主義に断固として立ち向かう」と題した決議を行った (Fischer 2016: 250)。「我々は、パレスチナとイスラエルの一国家解決を求める中東紛争に関する取り組みにも、イスラエル製品のボイコット呼びかけにも、今年の「ガザ船団」訪問にも参加しない。議員の個人スタッフや会派のスタッフにもこの立場の支持を求める。」(Fischer 2016: 13-14)。しかし 6 月 28 日に左翼党は「イスラエル政府の政策に対する批判は反ユダヤ主義ではない」と題する決議をして名誉挽回しようとした (Fischer 2016: 255)。

6. IHRA 実用定義の採用と反ユダヤ主義問題担当官設置

2016 年 5 月 26 日、ブカレストで開催された IHRA 年次総会は EUMC の定義を微修正した「反ユダヤ主義の実用定義」を採択した。それによると、「反ユダヤ主義は、ユダヤ人への憎悪として表現されうるユダヤ人に関する特定の認識である。反ユダヤ主義は、ユダヤ人または非ユダヤ人の個人やその財産、さらにはユダヤ人のコミュニティ組織や宗教施設に対して、言葉や行為で向けられる。」これに続くのが例示である。「反ユダヤ主義の態様は、ユダヤ人の集団として理解されるイスラエル国家に対しても向けられる可能性がある。しかし他国と同程度のイスラエル批判を反ユダヤ的とみなすことはできない。反ユダヤ主義には、ユダヤ人が人類に対する陰謀を企てており、「うまいかない事柄」に責任があるという非難が含まれることが多い」。この定義には法的拘束力はなく、「可能性がある」という文言によって条件しだいである含みを持たせてはいる。定義に続いて 11 の具体例が示されており、うち 7 つはイスラ

エル国家に言及している。イスラエル関連の具体例のうち、議論の余地が大きいのは以下の3つである。「イスラエルを人種差別的企図だと描写することによるユダヤ人の民族自決権の否定」「他の民主国家には期待されない、または要求されない行動をイスラエルに要求することによる二重基準の適用」、「現在のイスラエル政策とナチスの政策との比較」(IHRA, no date)。

実用定義は2024年4月現在で43カ国と多数の政府機関によって「採用」されている⁸。ただし定義の本文と例示部分を合わせた文書のどの部分までを「採用」するかは国によって異なる。しかし定義のみを「採用」した国でも実際の運用では例示部分も参照されるため、定義自体の曖昧さと相まって強い言論抑圧効果を発揮する (Gould 2022)。

2017年9月20日、ドイツ連邦政府はIHRAの実用定義と、イスラエルに言及した例示第一文(ユダヤ人の集団として理解されるイスラエル国家も、そのような攻撃の標的になりうる)を合わせたものを「拡張版」実用定義として閣議決定した。連邦政府は、特に学校教育や成人教育、ならびに司法や行政における訓練において、この定義を考慮することを推奨した (BAS, no date)。これを受け、連邦議会ではホロコースト記念日の10日前の2018年1月17日、CDU/CSU、SPD、FDP、緑の党の4会派が「断固たる方法で反ユダヤ主義と戦う」決議を可決した (DB 2018)。重要箇所を抜粋する ([] は筆者の補足)。

「ドイツ連邦議会は、直近では第17議会に反ユダヤ主義と闘うための専門家委員会を設置し、反ユダヤ主義と戦うこれまでの取り組みのとりまとめと、反ユダヤ主義の予防・撲滅のための行動勧告を作成するよう委託した。この委員会は、連邦内務省から組織的・財政的支援を受け、第18議会の終わりに包括的な報告書を提出した [DB 2017]」。[この報告書によると]「反ユダヤ犯罪の大多数は依然として右翼過激主義を動機とするものであり、右翼過激主義における反ユダヤ主義の姿勢は数十年にわたって強まっているが、最近では反ユダヤ主義とイスラエル敵視の特別な温床がある北アフリカや中東諸国からの反ユダヤ主義が移民の影響で強まっている。しかし反ユダヤ主義はあらゆる政治陣営に見られ、反シオニズムやイスラエルへの敵意など新たな形を取り始めている」 (DB 2018: 1)。

「ドイツ連邦議会はあらゆる形態の反ユダヤ主義を非難する。これには、イスラエル国家の政策への批判と称してはいるが実際にはユダヤの

人々と宗教に対する憎悪表現にすぎない全ての反ユダヤ的発言や攻撃も含まれる。ドイツではかねてからイスラエルとユダヤ人に対するボイコットと呼びかけや侮辱があり、最近では2017年12月にベルリンのブランデンブルク門前で反イスラエル集会が行われた〔その際にイスラエル国旗が燃やされた〕。これらは受け入れられない。ドイツ連邦議会は、イスラエルの国旗や他のイスラエル国家の象徴、ならびにユダヤ人の象徴を燃やすことを強く非難する。『我々は、民主的ユダヤ人国家としてのイスラエルとその安全に対するドイツの特別な責任を誓約する。イスラエルの生存権と安全は我々にとって交渉の余地がない』。『移民の統合に対する我々の要求は、ドイツ在住ユダヤ人とイスラエル国家に対する我が国の特別な責任の明確化も目的としなければならない。ユダヤ人の生活を無制限に受け入れることが統合の成功の目安となる。ドイツにおけるユダヤ人の生活を拒否したり、イスラエルの生存権に疑問を抱いたりする者は、我々の断固たる抵抗に遭遇するだろう』(DB 2018: 2)。

「ドイツ連邦議会は、国際ホロコースト記憶同盟の反ユダヤ主義実用定義を拡張した形で政策的な普及を図る連邦政府の2017年9月20日の決定を歓迎する。この決定は、学校教育や成人教育、司法や行政における養成の際に、拡張版実用定義の考慮を推奨しており、それによれば、(中略)ユダヤ人の集団として理解されているイスラエル国家も、そのような〔反ユダヤ的〕攻撃の標的となる可能性がある」とされている」(DB 2018: 2)。

以上の抜粋箇所に見るとおり、この決議は反ユダヤ犯罪の大半が依然として右翼過激主義者によるものだという専門家委員会の知見(DB 2017: 41)を認識しながらも、中東や北アフリカから移民経由でドイツにもたらされているというイスラエルへの敵意を反ユダヤ主義の表現とみなしており、反ユダヤ主義の「逆輸入理論」(Özyürek 2016)の前提に立っている。そのように理解された新しい反ユダヤ主義と戦うため、イスラエルへの敵意を反ユダヤ主義の表現とする例示部分を明示的に統合して「拡張」したIHRA定義をドイツ政府が採用したことを「歓迎」している。さらに、「民主的ユダヤ人国家としてのイスラエル」の安全に対するドイツの特別な責任を再び強調している。ここには、右傾化するイスラエルがユダヤ人のみから成る「民主的ユダヤ人国家」としての純化を図ってきたことへの実態認識が欠落している。

この決議は先の抜粋部分に続いて、連邦政府に対する要求を17項目

列挙している。筆頭項目は、ドイツ国内の「ユダヤ人の生活と反ユダヤ主義との戦い」を調整する連邦政府担当官（BAS）およびそれを補佐する専門家集団の任命である。外務省内にはすでに国際的なユダヤ人団体との関係や OSCE や EU、IHRA、国連と協力してホロコーストや反ユダヤ主義問題を扱う特別代表が 2006 年に設置されていたが、これとは別に、反ユダヤ主義と戦うための様々な省庁や州、市民団体による措置の調整や啓発活動支援を担当する連邦担当官が置かれることになったのである（Younes 2020: 258-259）。また決議の要求の第 3 項は、集会におけるイスラエル国旗焼却の刑罰化を検討するよう求めており、第 6 項は反ユダヤ主義を根拠に外国人を国外追放する権限の法的強化を求めている。さらに第 7 項は、BDS 運動がナチス時代のユダヤ商店不買運動を想起させるとして強く反対し、BDS が刑法上の民衆扇動に該当するかどうかの検討を司法に求めている（DB 2018: 3）。

反ユダヤ主義問題連邦政府担当室は州の検察庁や警察署、自治体レベルの担当官を含む巨大な官僚機構を調整する。設置以来、ドイツでは反ユダヤ事件の件数が増加し続けていることが報告されている。2019 年には 2000 件以上、2021 年には 3000 件以上、そしてある監視団体によるとハマス攻撃に続く一か月で衝撃的な 994 件の事件が発生している。しかし統計では、イスラエル政府の政策に対する批判など、ドイツ人が「イスラエル関連の反ユダヤ主義」と呼ぶものと、2019 年にハレで起きたシナゴグでの銃撃事件（路上に居合わせた 2 人が死亡）や 2023 年秋にベルリンのシナゴグに 2 発の火炎瓶が投げ込まれた事件などの暴力攻撃が混在する（Gessen 2023）。

世界中の BDS 支持者の中にはイスラエル国家に否定的態度をとる者が多い。しかし武装闘争の代替手段としての非暴力ボイコット運動をホロコーストと結びつけるのはホロコーストの相対化だという主張もありえる。また BDS 支持者にはユダヤ人が多く含まれるにもかかわらず、IHRA の定義によれば BDS はユダヤ人集団であるイスラエル国家に向けられているので反ユダヤ的だという。しかしユダヤ人とイスラエル国家の混同をむしろ反ユダヤ的だとみることも可能である（Gessen 2023）。

マーシャ・ゲッセンが批判するように、連邦や州の合計で数十人もの反ユダヤ主義問題担当官の仕事の多くは、「ホロコーストの特異性の否定やイスラエル批判を理由に彼らが反ユダヤ主義者と見なした人々を公に辱めることで構成されている」。これらの担当官の中にユダヤ人はほ

とんどおらず、むしろ標的に占めるユダヤ人の割合は高い (Gessen 2023)。

2018 年 11 月 29 日、連邦政府の反ユダヤ主義問題担当官に就任したのは FDP のフェリックス・クライン (非ユダヤ人) である。就任から数カ月後、彼はフランクフルト・アム・マインで、イスラエル戦略問題省職員ツァヒ・ガブリエリ (Tzahi Gavrieli) と会談し、BDS に対するイスラエル政府の「反撃」を支援したいと述べた。ガブリエリの上司、リクー・ド強硬派の戦略問題大臣ギラド・エルダン (Gilad Erdan) は (2020 年から国連大使)、アリエル・シャロンとベンヤミン・ネタニヤフの早い時期からの右腕であり、2015 年にイスラエルの占領政策への批判をイスラエルにとっての戦略的脅威だと表明し、その撲滅を国際活動の中核に位置付けていた (Funke 2023: 320) (Asseburg 2019: 49)

2019 年 5 月、連邦議会は BDS 運動を非難する決議を採択した。最初の草案は FDP から出され、続いて BDS の違法化さえ主張する極右政党 AfD の草案が出された (Funke 2023: 321)。それまで反ユダヤ的と見られてきた AfD は、反ユダヤ主義との戦いの列に加わることで、政治的主流化への切符を手にすると同時に、イスラム系移民の排斥を正当化しやすくなった (Gessen 2023)。しかし AfD の草案は否定した上で、FDP、CDU/CSU、SPD、および緑の党の 4 会派は 5 月 15 日付けの共同草案を提出し、これは 5 月 17 日に可決された (DB 2019b; 2019c)。

決議は、まずドイツ政府が採用した IHRA「拡張」実用定義を 2018 年決議と同様に引用した上で、反ユダヤ主義がユダヤ教徒のみならずドイツの「自由民主的基本秩序」にとっても脅威であると述べる。続いてドイツの特別な歴史的責任を根拠に「イスラエルの安全保障は我が国の国家理性の一部である」と表明し、「ユダヤ人の民主国家イスラエルの生存権」やイスラエルの自衛権を疑問に付す者は「我々の断固たる抵抗に遭うだろう」と述べる。さらに、ナチス時代の不買運動を想起させる BDS 運動の言説パターンを反ユダヤ的だと断定する。その上で、BDS を支持する団体や事業への助成や会場提供を行わないように連邦政府のみならず、州や自治体、全ての公共機関に勧告した (DB 2019a)。

議論は全会派の外交政策担当者の頭越しに行われ、国内の反ユダヤ主義との戦いとして扱われた。緑の党会派の一部も外された。反ユダヤ主義概念の悪用への懸念から、緑の党、左翼党、および SPD の会派の一部議員は決議に反対票を投じ、また CDU の外交政策担当者レトゲン

(Norbert Röttgen) を含む議員は、個人声明の中でイスラエルとユダヤ人の学者らの異議に言及した。一方、イスラエル戦略問題省は、この決議を自らの成功であると宣言した。クラインとエルダンは、2019 年 9 月 25 日にブリュッセルで再び会い、翌日にはベルリンでゼーホーファー (Horst Seehofer) 連邦内務大臣 (CSU 所属) も交えて会談し、反ユダヤ主義との戦いについて話し合った (Funke 2023: 321-2)。

BDS 非難決議から 2 か月後、シュピーゲル誌の調査報道は、決議の実現にイスラエル・ロビー団体が影響を及ぼしたことを指摘した。それによると、決議を推進したロビイストが幹部を務める親イスラエル団体は、議員をイスラエル視察旅行に招待したり、献金を仲介したりしていた (Gebauer et al. 2019)。この調査報道に対しては、親イスラエルの姿勢をとるアクセル・シュプリングァー社のヴェルト紙などが激しく批判している (Wolffsohn, 14 Juli 2019)。

7. 文化弾圧：ムベンベ事件と「歴史家論争 2.0」

BDS 非難決議直後の 2019 年 6 月、「中東における正義の平和を求めるユダヤ人の声」は社会経済銀行 (Bank für Sozialwirtschaft) の口座を閉鎖された。これは実は二度目である。2016 年 11 月、イスラエルの新聞「エルサレム・ポスト」からの批判を受け、社会経済銀行はイスラエルの破壊を追求する BDS への支持を理由に、「平和を求めるユダヤ人の声」の口座を解約した。これに対し、同銀行の顧客の何人かが、ホロコースト以降初めてドイツの銀行が政治的理由でユダヤ人の口座を閉鎖しようとしていると抗議して口座を閉鎖した。最終的に 2017 年 4 月、同銀行は口座を再開するとともに、「中東における正義の平和を求めるユダヤ人の声」との共同声明を発表した。その中で「ユダヤ人の声」は BDS への支持を改めて強調した (Hever 2019: 89-90; Groth and Rath 2016: 36)。

2018 年 12 月、サイモン・ヴィーゼンタール・センターは BDS を支持する「ユダヤ人の声」の口座があることを理由に、社会経済銀行を反ユダヤ的組織の世界ランキング 7 位に位置づけた。これに対し、同銀行は連邦反ユダヤ主義問題担当官クラインの助言を得て、外部専門家に鑑定を依頼した結果、「ユダヤ人の声」の口座を再び解約する決定を 2019 年 6 月に行った (Bank für Sozialwirtschaft 2018)⁹。

やはり BDS 非難決議直後の 2019 年 6 月、ベルリンのユダヤ博物館館

長ペーター・シェーファー（Peter Schäfer）は、BDS 非難決議に反対の立場を表明したユダヤ人科学者たちに関する記事を同博物館のツイッターアカウントが参照したことを批判され、辞任に追い込まれた（Rothberg 2023: 224-25）。

2020 年 3 月 23 日、ノルトライン＝ヴェストファーレン州議会の FDP 所属議員ドイチュ（Lorenz Deutsch）は、ルールトリエンナーレ¹⁰の館長に公開書簡を書き、南アフリカ在住のカメルーン人の歴史家ムベンベ（Achille Mbembe）をホロコーストの相対化と反ユダヤ主義のかどで非難し、ムベンベの基調講演の中止を要求した。この政治家はムベンベがエッセイ「敵対の社会」（Mbembe 2016: 33）の中で南アフリカのアパルトヘイト制度とイスラエルによるパレスチナ占領、次にアパルトヘイト制度とホロコーストを並べて論じている箇所を問題視した。ムベンベは異なる歴史状況の同一視や、「ショア」の規模の相対化をしてはいないが、3つの文脈に共通して「分離への執着」を見出そうとはしていた。反ユダヤ主義問題担当官クライン（FDP）がイスラエルの生存権をムベンベが否定していると主張したため、2020 年 4 月から 5 月にかけて激しい論争が続いた（Rothberg 2023: 225-26）。最終的にコロナ禍でルールトリエンナーレ自体が中止された（Funke 2023: 311-312）。

ムベンベは 1957 年にドイツの旧植民地であり現在も権威主義体制下にあるカメルーンに生まれ、同国の独裁政権に反対し、1982 年にパリで歴史学と政治学を学び、米国やセネガルを経て、南アフリカのヨハネスブルグで大学教授になった。植民地時代の人種差別の分析に重点を置いており、特にフランスが征服したアフリカの植民地地域の劣った文化に対抗して優越した文明を発展させたというフランスに浸透した考え方を強く批判している（Funke 2023: 309-310）。

クラインは、「ホロコーストとそれとの対決はドイツのアイデンティティの一部である」というヨアヒム・ガウク元連邦大統領の発言を引用しながら、外国の科学者もこのことを考慮する必要があると主張する（Funke 2023: 315-316; Aguigah, 21. 4. 2020）。

文化弾圧はその後も続く。2022 年 6 月から 9 月にかけて開催されたドイツのカッセル市で開かれた芸術祭、ドクメンタ 15 において、インドネシアの芸術家集団「タリン・パディ」による作品「People's Justice」が反ユダヤ的だと指摘され、開幕後に主催側によって撤去された事件が起きた。2022 年 7 月、これを「反ユダヤスキャンダル」として審議する

連邦議会文化メディア委員会が開かれた。極右政党 AfD の代表者らは、ポスト植民地主義をドイツの記憶文化の尺度にしてはならないと主張した。AfD はその後まもなく、「ポスト植民地のイデオロギーの内容を肯定的な方法で伝えようとする」文化・教育部門の研究事業には連邦政府の助成を行うべきではないとする動議を連邦議会に提出した¹¹。ユダヤ人中央評議会のボットマン（Daniel Botmann）も同じドクメンタ 15 に関する会議で、2019 年のドイツ連邦議会の BDS 非難決議が今後より徹底して適用されることを要求した。CDU/CSU 会派も同様の動議の中で、BDS 決議を今後「積極的に実施」することを要求した（Hauenstein and Weizman 2023: 331-332）。

ムベンベをめぐる議論の過程では、初めて「歴史家論争 2.0」というキーワードが登場した。本格的な論争は 2020 年秋に展開された。発端は、「アインシュタイン・フォーラム」を主導するユダヤ系米国人哲学者スーザン・ニーマン（Susan Neiman）が歴史家のミヒャエル・ヴィルト（Michael Wildt）と 1986～87 年の「歴史家論争」35 周年を機に企画したパネルディスカッションである。10 月に開催された「歴史家は論争する」と題されたイベントでは激論が起きた（Rothberg 2023: 218-19）。

しかし「歴史家論争 2.0」はこのイベントだけではなく、多数の論争の総称である。主要な焦点は植民地主義やレイシズムである。第一次世界大戦までドイツが統治していたアフリカの植民地ナミビアで起きた虐殺とホロコーストや、イスラエルによるパレスチナ占領と南アフリカのアパルトヘイトの類比を行ったドイツや外国の知識人が非難を受け、それを契機に論争が生じることが多い。過去の克服の原則を植民地犯罪にまで拡張すると、第一次世界大戦勃発までは「正常」な歴史を持つ国民、またナチス時代の歴史への反省を通じて人種差別的な過去を完全に処理した国民という現代ドイツの自画像に傷がつく（Zimmerer 2023: 32）。1980 年代とは対照的に、新しい歴史家論争では支配的な記憶政治の守護者の方がホロコーストの特異性を不可侵の前提として固守しようとする。またドイツが移民社会になる中、移民が出身国での悲惨な経験に基づく意見を表明した際、イスラエルへの批判が含まれていると、反ユダヤ的と非難されるが、例えばナクバと呼ばれるイスラエル建国時のパレスチナ人追放の歴史を語る権利をパレスチナ出身者に認めなくてもいいのか。これもまた争点となる（Zimmerer 2023: 35）。

1980 年代の歴史家論争の主役の一人、ハーバーマスは 2021 年 9 月の

短い寄稿で、新しい歴史家論争の双方に配慮したかのような微妙な声明を発表した。彼はホロコーストの特異性についての信念を再確認し、ユダヤ人のジェノサイドと植民地での大量虐殺を区別した (Rothberg 2023: 231)。他方でハーバーマスは、最近まで抑圧されていた植民地時代の歴史を記憶することは重要であり、また異なる文化的背景を持つ移民が自分たちの伝統や苦難の歴史を認識できるように、ドイツの政治文化も拡大しなくてはならない、とも主張していた (Zimmerer 2023: 22; Habermas 2021: 10-11)。

数日後の 2021 年 9 月 22 日、フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー連邦大統領は、フンボルト・フォーラムでの民族学博物館とアジア美術館の開館記念演説でハーバーマスの言葉を引用した。この博物館は再建されたベルリン都市宮殿内にあり、宮殿自体がドイツ帝政時代の美化の象徴であり、民族学博物館の所蔵品の中に植民地時代の略奪品が含まれていたため、論争を引き起こしていた。シュタインマイヤーも「ショアによる文明の断絶」が「国民的記憶の中で特異なもの」としてドイツ人のアイデンティティの一部になっていると述べつつ、ドイツが移民国になる中で植民地時代の記憶が空白となっていることを認めた (Zimmerer 2023: 21-22; Der Bundespräsident Steinmeier 22 Sept 2021)。

このようにハーバーマスの声明とシュタインマイヤーの演説は、記憶文化の性質変化と移民がもたらす政治文化変容を関連づけた一方で、ホロコーストの特異性には固執していた。彼らが究極的には移民が持ち込む記憶や政治文化の変容を認める意思がなかったことは、2023 年 10 月以降に明らかとなる。

「歴史家論争 2.0」が注目を集める中、世界文化院 (das Haus der Kulturen der Welt: 非欧州の文化と社会に焦点を当てた国際的な現代芸術を扱うベルリンの国立センター) やゲーテ・インスティテュート、DAAD (ドイツ学術交流会) などの既成の文化機関は 2020 年 12 月、芸術と表現の自由に関する「世界に開かれたドイツ基本法 5 条 3 項イニシアティブ」(Initiative GG 5.3 Weltoffenheit) を結成し、2019 年 5 月の連邦議会 BDS 非難決議はそれ自体、ボイコットの論理を促進し、国際的文化事業への助成や招聘を困難にすると主張した (Hauenstein and Weizman 2023: 332)。これに対し、イニシアティブの賛同者数名が懲戒処分や予算削減を脅され、あるいは事業計画を取り消された (Moses 2023: 264)。

BDS 非難決議は文化圏に萎縮効果をもたらした。アーヘン市はレバノン系米国人の芸術家ラード (Walid Raad) に授与した芸術賞の賞金 1 万ユーロを 2019 年 10 月に撤回した。ドルトムント市とネリー・ザックス (Nelly Sachs) 賞の審査員も 2019 年 9 月、英国系パキスタン人の作家シャムシー (Kamila Shamsie) への授与を取り消した (Gessen 2023)。こうして BDS への賛同やイスラエルへの批判を行えば、外国の文化人でも助成や受賞、招聘を取り消されるようになり、現在に至っている。

このような状況に対して 2021 年 3 月 29 日、「反ユダヤ主義」の政治的に中立な定義を与えることを目的に、約 200 人の学者が署名した「反ユダヤ主義に関するエルサレム宣言」(JDA) が発表された。宣言は反シオニズムと反ユダヤ主義を明確に区別している。15 のガイドラインのうちの 14 番目は、国家ボイコットを「一般的な非暴力の抗議形態」と評価し、イスラエルに対する BDS キャンペーンは「それ自体は反ユダヤ的でない」と評価している。反ユダヤ主義はレイシズムの特殊形態とみなされている (The JDA)¹²。

8. 報道機関内の弾圧

パレスチナ難民の両親を持つテレビジャーナリストで医師のネミ・エル＝ハッサン (Nemi El-Hassan) は WDR (西部ドイツ放送: ドイツ第一公共放送 ARD の加盟社) の科学番組「Quarks」の司会に予定されていた。2021 年 9 月、シュプリンガー系のヴェルト紙やビルト紙が 2014 年の親パレスチナ・デモに彼女が参加していたことを示す映像を掘り起こして「反ユダヤ的」と糾弾し (Boie, 18 Sept 2021)、他の媒体も後追いで批判的報道を行った。その結果、WDR は 2021 年 10 月、エル＝ハッサンが米国のユダヤ人平和団体、「平和のためのユダヤ人の声」(Jewish Voice For Peace) のインスタグラムページの投稿に「いいね!」をしたことを理由に降板させた (Hauenstein, 4 Okt 2021)。

ドイツ国際放送局 (ドイチェ・ヴェレ: DW) の社員 5 名 (パレスチナ人またはレバノン人) は、SNS への投稿や社外出版物向けに執筆した記事に反ユダヤ的ないし反イスラエルの見解が含まれていると 2021 年 11 月に南ドイツ新聞 (SZ) が「暴露」したことを受け、12 月初旬に停職処分を受けた¹³。2 月 7 日に解雇と外部監査結果が発表された。DW ではさらに 8 人のアラビア語部門の社員が調査を受けた。解雇されたジャー

ナリストの一人、マラム・サーレム（Maram Salem）は占領下のヨルダン川西岸で育ち、2020 年 1 月に DW で働き始めた。職場では常に検閲が存在していたという。「昨年 5 月にエルサレムとガザ地区での事件が激化した際、『イスラエルが子供を殺害する』という文言は反ユダヤ的であるため書いてはいけないと言われた」。2021 年 5 月、DW は従業員に対し、イスラエルを描写する際に「植民地主義」や「アパルトヘイト」などの用語を使うことを禁止する 2 ページの社内メモを送った（Alsaafin, 14 Feb 2022）。

外部監査はイスラエル国籍のパレスチナ人心理学者アフマド・マンスール（Ahmad Mansour）が主導した。彼はイスラム教徒の「急進化」の専門家を自称し、イスラエル支持で知られる（Hegasy 2023: 303-304; DW 7 Feb 2022）。やはり報告書の編者であるロイトホイサー＝シュナレンベルガー（Sabine Leutheusser-Schnarrenberger）は FDP 所属の元連邦法務大臣で、現在はノルトライン・ヴェストファーレン州の反ユダヤ主義問題担当官を務めている。ユーロメッド人権モニター（Euro-Med Human Rights Monitor）のラミー・アブドゥ（Ramy Abdu）代表によると、「報告書は DW とその従業員や協力企業の一部を一面的だと批判しているが、報告書の中核となる勧告と分析は一面的な親イスラエルの物語を受け入れるよう DW に促すことを目的としている」。調査報告書は特に、イスラエル建国がいかに 1948 年のナクバ（大量のパレスチナ人を居住地から追放した）に基づいていたかに関する DW のウェブサイト記事が、イスラエルの生存権に疑問を呈しているゆえに反ユダヤ的だと述べている（Alsaafin, 14 Feb 2022）。

ベルリンの研究者アセム・カザズ（Asem Qazaz）によれば、ドイツでパレスチナ人であるということは、パレスチナ人がイスラエル占領下で経験した異なる背景が全く考慮されずにホロコーストというドイツの歴史的罪の矢面に立つことになるという。「近年、ドイツのポピュリスト右翼は、国内のアラブ人やイスラム教徒がパレスチナ人に対して抱くあらゆる共感や連帯を反ユダヤ的だと決めつけており、そのことが彼らを入種差別の標的にしやすくしている」という（Alsaafin, 14 Feb 2022）。

イスラエルについて反ユダヤ的と解釈されうる発言をしたと判断され、2021 年に DW に解雇されたアラビア語部門の社員総計 7 名のうち、サーレムと、パレスチナ系ヨルダン人のファラー・マラカ（Farah Maraqa）の 2 人は復職を求めて DW を訴え、勝訴した（Braungart, 3

Nov 2022)。そこで DW は 2022 年 9 月 1 日、将来同様の事態が起きることに備え、行動規範の改定を発表し、イスラエルの生存権への支持を義務付けた。これに従わない職員は解雇のリスクにさらされることになった。DW の新行動規範は、「ホロコーストに対するドイツの歴史的責任は、イスラエルの生存権を支持する理由でもある」と宣言している。すでに 1967 年、アクセル・シュプリンガー社は「ユダヤ人とイスラエル国家の生存権への支援」を含む「企業原則」を定めている (Axelrod, 16 Sept 2022)。

9. さらなる制度化へ

2021 年 9 月の連邦議会選挙では、主要 4 党の筆頭候補が、当時のガザ紛争を背景に「イスラエルの安全保障がドイツの国家理性である」という趣旨の発言をした。同様の文言は 2021 年の SPD、緑の党、FDP の連立協定にも盛り込まれた。連立協定は第 7 章「欧州と世界に対するドイツの責任」の項目「外交、安全保障、国防、開発、人権」の中で次のように書いている。「イスラエルの安全は我が国の国家理性である。我々は、1967 年の国境に基づいた二国家間交渉による解決を主張し続ける。我々は、イスラエル国家に対する継続的な脅威と国民に対するテロを非難する。我々は、他のアラブ諸国とイスラエルの関係正常化の始まりを歓迎する。我々は反ユダヤ主義を動機とするイスラエル非難の試みに国連の場でも強く反対する。一方的措置は和平の努力を困難にするので控えなければならない。パレスチナ側に対して我々は民主主義や法治国家、および人権を求める。このことはイスラエルに対するいかなる形態の暴力の放棄にも該当する。我々は国際法上違法な入植地建設の停止を要求する」(SPD, Bündnis 90/Die Grünen, and FDP 2021: 123)。一方的措置とは例えばパレスチナの国連加盟申請を指す。また協定の第 6 章「現代民主主義における自由と安全保障、平等、および多様性」は項目「多様性」において、二重国籍を可能にするとともに、帰化要件となる居住年数の短縮化を行う方針を掲げた。しかし同じ頁では次のように述べている。ドイツにおける「ユダヤ人の生活をその多様性において促進する試みを強化する。そして連邦議会が国際ホロコースト記憶同盟 (IHRA) の定義に依拠して決議を行ったように、あらゆる形態の反ユダヤ主義と戦う」(SPD, Bündnis 90/Die Grünen und FDP 2021: 94)。IHRA の定義

に依拠して「あらゆる形態の反ユダヤ主義と戦う」ということは、イスラエル関連の反ユダヤ主義を主な標的とすることである。

2022年9月、内務相会議（IMK）は、「中東紛争を背景とした反ユダヤ・反イスラエルの扇動の増加」に対処する既存の取り組みを報告書にとりまとめている。取りまとめたのは2021年6月に内務相会議が設置した「中東紛争を背景とした反ユダヤ主義と反イスラエルの扇動の増加を受けた行動の必要性」を扱う連邦・州作業部会（BLAG）である。連邦内務省、連邦刑事警察庁、連邦憲法擁護庁のほか、バイエルン、バーデン＝ヴュルテンベルク、ベルリン、ヘッセン、メクレンブルク＝フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ザクセン、シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン、テューリンゲンの各州が参加し、ヘッセン州に指揮が委ねられた。BLAGの活動の焦点は「イスラエル関連の反ユダヤ主義」に対する連邦と州のこれまでの予防策を調査し、さらなる発展に向けた提案を行うことにあった。これらの事業や措置は、連邦政治教育センターによる「イスラエル関連反ユダヤ主義」の定義（bpb 2021）に依拠している。BLAGの初回会合は2021年10月8日に行われた。内務相会議の第2・第4部会の代表者に加えて、連邦反ユダヤ主義問題担当官や、ヘッセン州反ユダヤ主義問題担当官、ベルリン州反ユダヤ主義問題担当員（Ansprechpartner）も参加した。会合はさらに2022年3月17日と8月30日に開催され、9月2日付けの報告書が取りまとめられた（IMK 2022: 2）

報告書によると、反ユダヤ主義の予防や撲滅に専念する事業や措置として合計649件を連邦政府と州政府は申告し、その30%弱（190件）はイスラム主義に動機付けられた反ユダヤ主義をもっぱら、または部分的に扱う。イスラエル関連の反ユダヤ主義または中東紛争を明確に扱うのは35の事業・措置にすぎず、その約半数がイスラム主義を動機とする反ユダヤ主義を扱う。事業・措置の主体は市民社会団体と政府機関の両方を含み、実施形態は当局の内部研修会から学校でのワークショップ、移民団体主催または対象のイベントまで多岐にわたる。イスラエル関連の反ユダヤ主義への接点は極右過激主義のほか、イスラム主義や外国と関係のある過激主義、左翼過激主義の現象にもあるという（IMK 2022: 4-5）。

報告書に含まれる提言のうち、提言3「特に芸術、文化、科学、公共圏の分野における反ユダヤ主義のイベント、専門家会議、およびキャン

ペーンに関連した啓発・メディア活動の強化」が注目に値する。「反ユダヤのイベントやキャンペーン、出版物が公的助成を受けていないことを審査し確認する必要がある。さらに、反ユダヤのイベント（例：「アル・クッツ」デモ）やキャンペーン（例：BDS キャンペーン）、出版物（例：アムネスティ・インターナショナルによる部分的に反ユダヤ的な報告書「パレスチナ人に対するイスラエルのアパルトヘイト」）（15）、芸術・文化・科学・公共圏に見られる反ユダヤ主義は、集中的な啓発や必要に応じたメディア活動（中略）やイベント会場の利用規約によって、対処されるべきである。これがいかに必要であるかは、2022 年夏のドクメンタ 15 の文脈で示された」（IMK 2022: 12）。「（15）人権団体の報告書は、アパルトヘイトという用語の使用やイスラエルに一面的に焦点を当てる批判により、特に連邦外務省やドイツ・イスラエル協会（DIG）、ドイツ・ユダヤ人中央評議会、およびイスラエル外務大臣によって批判された」。特に芸術家や文化人、ジャーナリスト、科学者、学生だけでなく一般大衆にも、BDS キャンペーンの反ユダヤ的背景について周知させるため、民主主義や過激主義および差別に関する既存または将来のプログラムにより、関連事業を支持・助成すべきである」（IMK 2022: 13）。また提言 4 の表題は「イスラエル関連の反ユダヤ主義に対する予防と介入の分野における市民の関与を強化する」である。さらに提言 8 「イスラエルの絶滅を目的とした発言やシンボル、モチーフ、呼びかけ等の禁止」では、「イスラエル国家の安全や存続を攻撃する発言やシンボル、モチーフ（例えばイスラエルの生存権を疑問視する画像を地図上に描くこと）、呼びかけ（例えば「川から海へ、パレスチナは自由になる」）を禁止するため、連邦政府と州政府はあらゆる法的選択肢を検討しつくすべきである」とある（IMK 2022: 15）。

このように文化・学術活動や国際人権活動、BDS 運動、および「川から海へ」のスローガンを監視や弾圧の対象とすることは、2023 年 10 月以降のドイツにおける言論弾圧に繰り返し見られる（本田 2024）。

上記の三党連立協定に盛り込まれていた二重国籍の導入と帰化要件となる居住年数の短縮化は、反ユダヤ的とされる態度をとる帰化申請者の排除と抱き合わせで法案化され、2024 年 1 月 19 日に連邦議会で可決された（Bundesministerium der Justiz, 26 March 2024）。この市民権法近代化法（StARModG）は、帰化要件を緩和すると同時に反ユダヤ主義の「輸入」増加を予防するための措置と位置づけられた。反ユダヤ的犯罪

の大半がドイツの極右によって行われている実態をさしおき、国外の移民から持ち込まれるという「逆輸入理論」の発想が見られる。反ユダヤ的な考えを持つ帰化希望者を排除するため、法改正は市民権法（StAG）に3つの規定を追加した（Kolter, 24 Jan 2024）。

改正法はまず第10条第1項第1号に第3文を追加し、反ユダヤ主義やレイシズム、憎悪的言動が憲法にいう自由民主的基本秩序に反すると規定することにより、すでに帰化申請者に課されてきた自由民主的基本秩序への忠誠誓約と反ユダヤ的態度の否定を明示的に結び付けた。次に、新設の第10条第1項第1文第1a号によれば、帰化申請者の自由民主的基本秩序に対する忠誠誓約が虚偽と考えられる根拠がある場合、帰化は却下される。これら2つの新設条文はすでに2023年8月の法案原案に含まれていた。またほとんど変更されていない第35条は、虚偽の陳述によって取得された国籍を10年以内に取り消すことができると定めている。さらに12月末の内務委員会を受け、改正市民権法案は第32b条を新設し、反ユダヤ的信条を持たないという帰化申請者の誓約が虚偽でないことを審査するため、反ユダヤ的犯罪歴の有無を検察庁に照会することを帰化担当行政庁に義務づけた（Kolter, 24 Jan 2024）。

法案審議の中でCDU/CSU会派は、自由民主的基本秩序への忠誠誓約の内容として、帰化申請者にイスラエルの生存権支持の表明を求める動議を提出したが、法案採決時にこれは否決された。しかしザクセン＝アンハルト州ではCDU主導の州政府の下、2023年11月末に同様の提案が政令の形で導入されていた。この州でドイツ国籍を申請する者は、「イスラエル国家とイスラエルの生存権に対するドイツの特別な責任を明示的に認識」し、「イスラエル国家の生存権に反する努力」をしたことがないことを確約しなければならない。市民権法の立法権は連邦政府にあるが、州の政令は新しい規定ではなく、むしろ「自由民主的基本秩序」への忠誠表明の内容を具体化したものにすぎないと州政府は主張している。連邦法務大臣（FDP所属）もイスラエルの生存権が「自由民主的基本秩序」に由来するという立場をとっている（Kolter, 24 Jan 2024）。

連邦議会が可決した改正市民権法においても、ドイツ全土の帰化申請者は「自由民主的基本秩序」への忠誠に加え、「ナチスによる不正の支配とその帰結、特にユダヤ人の生活の保護、諸民族の平和的共存、侵略戦争の禁止に対するドイツの特別な歴史的責任」を認める必要がある。この箇所は第10条第1項第1文第1a号に挿入されている。「ユダヤ人の

生活の保護」に対するドイツの歴史的責任までは連邦憲法裁判所も 2009 年 11 月 4 日の判決で認めていた。これに対し、イスラエルの生存権の否定を犯罪とする CDU/CSU の提案は、連邦憲法裁判所から基本法第 5 条第 2 項（意見表明の自由の制限）に違反すると判断される可能性があった。連邦議会の FDP 議員によると、ユダヤ教徒の一部もイスラエル国家を否定しているという事情が考慮された。また SPD の議員は、民族の平和共存と侵略戦争の禁止は世界中に適用されるので、特定の国家へのコミットメントができないと主張した（Kolter, 24 Jan 2024）。

このように改正市民権法はイスラエル国家の承認を帰化要件にまではしなかった。しかし IHRA の拡張定義を連邦政府は採用しているので、イスラエル批判は実質的に反ユダヤ的発言として処罰対象になる可能性があり、その結果、帰化申請者が帰化を却下されるリスクは高まった。

連邦内務省はさらに 2024 年 7 月、テロへの支持を SNS で表明した外国籍者の国外追放を可能にする法案を準備している。例えば「川から海へ パレスチナは自由になる」というスローガンを連邦内務省は「ハマスの主張」だと見なしているので、このような言葉の含まれた投稿に「いいね」を押すだけでも外国籍者は国外追放されかねない。連邦 3 与党やキリスト教同盟、および AfD の各会派は法案を支持すると見込まれる（Gorski and Frericks, 9 Juli 2024）。

連邦 3 与党とキリスト教同盟の各会派はまた、当初は 2023 年 11 月上旬に「反ユダヤ主義との戦い」に関する新たな連邦議会決議を行うことを予定していたが、なかなか合意が形成できなかったところ、2024 年 7 月に合意に近づいていることが報道された。決議草案には、芸術や研究、市民社会への国家助成の申請者に対して反ユダヤ的言動をしないという誓約を義務づけるべきこと、その際に IHRA の実用定義を判断基準とすることが含まれていた。これはベルリン州政府が一旦適用を凍結した「過激主義条項」と同様の内容である。これに対しては、法的拘束力のない IHRA の実用定義に基づいて治安機関が審査を行うことになり、芸術や学問、表現の自由が侵害され、違法であるという批判が法学者から出されている（Löbbert, 16 July 2024; Montag, 29 July 2024）。

イスラエル批判を「新しい反ユダヤ主義」すなわち「過激主義」＝「自由民主的基本秩序の敵」と捉える言説機会構造の制度化は、まだ続いている。

10. まとめと考察

本稿は、イスラエル批判を抑圧する言説機会構造の制度化過程を再構成してきた。先行研究は、過去の経緯から特定の言説が社会に浸透している状態に狭義の「言説機会構造」の概念を適用する一方、特定の傾向のある主体を政界や公共圏から排除または優遇する制度的参入障壁を「制度的機会構造」と呼び、これら2つの次元を互いに独立したものと扱っている。しかし社会に浸透している言説に反する意思表示をする、と、政界や公共圏から排除される場合、2つの次元は連関していることになる。そのような連関が強まることを本稿は「言説機会構造の制度化」と捉えた。

イスラエル批判を抑圧する構造においては、言説の次元と制度的参入障壁の次元が2000年代以降、結びつきを強め、2010年代末までには強力な言論抑圧効果を及ぼすようになった。これは、イスラエル批判を「反ユダヤ主義」と同視して糾弾することを可能にする言説が主要なアクターによって支持されるとともに、法制度や国家の政策によって補強されていく過程である。この過程を本稿はイスラエル批判を抑圧する言説機会構造の「制度化」として記述し、分析した。

まず戦後西ドイツの政治体制の本質である「防衛的民主主義」を制度的機会構造として捉えた。ドイツ基本法は「自由民主的基本秩序」の「敵」に特定された主体に表現や結社の自由などの基本権を制限することを可能にする。これにより、ネオナチ政党やホロコースト否定論の禁止、ヘイトスピーチの規制が可能になった反面、誰が民主主義の「敵」であるかの線引きは、最終的には憲法裁判所を始めとする司法判断に留保されているとはいえ、政治や治安機関の影響を受けてきた。ナチス復活の防止とともに、当初から共産党の排除も主たる目的となっていた。キリスト教民主・社会同盟は、極右勢力の一部も支持基盤に取り込もうとする一方、急進左翼勢力の取り締まりに重点を置こうとしてきた。

過激主義予防啓発事業も2000年代初めには極右の反ユダヤ犯罪を標的にしていた。しかし急進左翼勢力や増大するイスラム系移民の一部を潜在的な過激主義者として扱うべきという保守政党の主張が2000年代後半には連立政権の政策に採用される。また2001年の同時多発テロ以降、イスラム世界との「文明の衝突」言説が広がるとともに、中東紛争の激化に応じたイスラエル批判や反ユダヤ的言動が増加する。これに

じて米国などのシオニストのロビー団体は、急進左翼やイスラム世界からのイスラエル批判を実質的に反ユダヤ主義および反米主義・反西洋主義と同一視する「新しい反ユダヤ主義」の概念の浸透を図るようになる。ドイツ政府も OSCE の関連会議や国際ホロコースト記憶同盟 (IHRA) への支援を通じて、国内外で「新しい反ユダヤ主義」を過激主義として抑圧する言説機会構造の制度化を進めた。

特に 2008 年 3 月のイスラエル国会におけるメルケル首相の演説は画期となる。ドイツの歴史的責任の相対化を許さないためにホロコーストの特異性を強調することが統一ドイツの歴史認識の公式教義となっていたが、これを根拠にメルケルは、イランを反ユダヤ勢力だと規定し、イスラエル防衛をドイツの「国家理性」だと正当化したのである。しかし「国家理性」の概念は、個人の理性や自由、道徳や法を度外視して統治者が追求する国策という含意がある。これ以後、イスラエルの安全保障をドイツの歴史的責任に基づく国家理性だと断定する言説がドイツの政界に広がる。言説機会構造の制度化は決定的に進み、ドイツの対イスラエル政策を疑問視する議論が封じられるようになったのである。

東独出身のメルケルはまた、旧東独政府の反イスラエル政策にも言及している。イスラエル批判が「反ユダヤ主義」と結びつけられるようになるにつれ、特に東独出身者にとっては、旧東独体制の反イスラエル政策と距離を置くことが、統一ドイツの政界や公共圏でエリートに昇進するための前提となる。旧東独共産主義政党の流れをくむ議員を抱える左翼党も、他党との連立が視野に入るにつれ、同調圧力にさらされるようになる。

メルケル演説から半年後の 2008 年秋、連邦議会はイスラエルへのボイコット・投資撤収・制裁 (BDS) 運動をイスラエルの安全保障への反ユダヤ的脅威だと規定する決議を行う。ドイツでは、ナチスが 1930 年代にユダヤ人の経営する商店や事業のボイコットを呼びかけた歴史から、BDS を「反ユダヤ的」と規定する言説が文化的に共鳴しやすい言説機会構造がある。2017 年 9 月、連邦政府はイスラエル批判を反ユダヤ主義とみなす IHRA の「拡張定義」を閣議決定した。さらに 2018 年 1 月の連邦議会決議は反ユダヤ主義問題担当官の設置を決めた。連邦反ユダヤ主義問題担当官はイスラエルの政府関係者と連絡を取りながら、翌 2019 年 5 月の BDS 非難決議の連邦議会可決を準備した。この決議以降、連邦や州の反ユダヤ主義問題担当官は、イスラエルに批判的な言動を行っ

た国内外の学者や文化人を真っ先に糾弾する役目を担い、ホロコーストの過去を克服した統一ドイツの自画像を受け入れるように求めるようになった。これに伴い、反ユダヤ的犯罪とみなされたイスラエル批判の取り締まりに既存の過激主義対策行政機構が動員されるようになった。

この制度化された言説機会構造は、「イスラエルの生存権」への支持表明をドイツ社会の「正統なメンバー」としての要件にする。公共圏で発言を許されるには、ジャーナリストや知識人は BDS に賛同してはならない。反ユダヤ主義と戦う市民団体だけでなく、芸術家や歴史家、女性支援事業を行う市民団体も、国家助成や財団の賞を受けるには「イスラエルの生存権」への支持が求められる。移民がドイツの国民共同体の一員になるための市民権取得テストに合格するにも、あるいは単に国外強制送還を免れるためにも、イスラエル批判を控えなくてはならない。政界でも連立相手として扱われるには、政党もこの関門を突破する必要がある。

左翼勢力はイスラエルをめぐって意見が割れているのに対して、保守政党や AfD のような急進右翼政党は表面的なイスラエル支持表明をためらわない。このことはオーストリアやハンガリーなど、他の国にも当てはまる (Romeyn 2020: 213)。これらの右翼政党は、自らの反ユダヤ主義をさしおき、イスラム系移民を排除しながら主流政党化するための道具として「新しい反ユダヤ主義」との戦いを位置づけるようになった。既成政党は、正当なイスラエル批判さえも非難する言説機会構造の制度化によって、極右の主流化戦略に道を開いたのである。

注

- ¹ 言説機会構造の概念を使用した日本の研究としては樋口 (2014) がある。
- ² コープマンズらは、もしドイツに極右の定着する余地があるなら、民主制と強く一体化するとともに外国出身者をそこから排除する戦略をとる場合だと論じていた (Koopmans and Statham 1999: 240)。つまり極右政党が所与の民主体制のゲームのルールに順応することにより、排外主義は保持しながらポピュリスト政党として台頭する余地も認めていたことになる。イスラエル批判と同一視された反ユダヤ主義を非難してみせることも新しいゲームのルールと理解すれば、現在の状況にとって示唆的である。なお、ベルリンのフンボルト大学に籍を置くオランダ人のコープマンズは近年、イスラム批判を公言しており、このゲームのルールを自ら内面化してしまっている。
- ³ 戦間的民主主義全般に対する論点については大竹 (2020) が整理している。

- ⁴ OSCE は、欧州のイスラム教徒コミュニティの懸念に対しては人種差別や外国人排斥に関する別の会議の開催で対応した (Romeyn 2020: 209)。
- ⁵ working definition (ドイツ語では Arbeitsdefinition) の訳語として、EUMC については work in progress のニュアンス (Lerman 2022: 133) にかんがみ、「作業定義」を当てて一方、ほぼ同一内容の IHRA の定義については、その使われ方に照らして「実用定義」の訳語を当てて。
- ⁶ 連邦内務省の報告書によると、2001 年から犯罪統計に「政治的動機の犯罪」(Politisch motivierte Kriminalität: PMK) の概念が導入された。これは 1990 年代に外国人排斥や反ユダヤ犯罪が急増したことを背景に、憎悪犯罪 (hate crimes) や偏見犯罪 (bias crimes) への対応を図ったものである。これにより、2001 年以前のデータとの整合性がなくなった半面、反ユダヤ犯罪の把握が改善されたものの、様々な理由で把握しきれない反ユダヤ犯罪があると指摘する (BMI 2017: 30-31)。理由の一つとして挙げられているのは、犯罪が反ユダヤ的と分類されるかどうか、行為を分類する基準と担当者の問題意識に依存することである。特に、イスラエル・パレスチナ紛争の文脈における行為が反ユダヤ的動機に基づくものかどうかは、捜査員の経験や知識、感受性に左右される。また反ユダヤ犯罪の把握は民間団体 (アマデウ・アントニオ財団；反ユダヤ主義監視団体 RIAS: Recherche- und Informationsstelle Antisemitismus など) も行っており、行政の統計もそれを一部利用しているが、警察の統計に比べて基準が統一されておらず、精度が低いという (BMI 2017: 30, 32, 37-38)。
- ⁷ 「外国人」の「政治的動機犯罪」は、以下のように定義されている (BMI 2017: 30)。「非ドイツ人の出自の刻印を受けた加害者の態度が犯罪実行に決定的であること。特に、国内外の状況や発展に影響を与えることや、国外からドイツ連邦共和国の状況や発展に影響を与えることを目的とした場合。ただし犯罪はドイツ国籍者によって行われることもある」。一方で注記には「ドイツ国外の紛争状況に起因してドイツで行われた犯罪も含まれ、その場合は加害者の国籍や民族的出身は無関係である」とある。この分類だと、ドイツ国籍を持つ移民も出自 (外観?) によって「外国人」と差別的に分類される可能性がある。他方で「国籍や民族的出自」と無関係に中東紛争への反応としての発言が処罰対象とされるなら、政治的意見表明の自由が侵害される恐れがある。
- ⁸ また IHRA と欧州委員会は実用定義の実際の適用に関するハンドブックを 2021 年 1 月付けで発行した (IHRA 8 Jan 2021)。
- ⁹ 「平和を求めるユダヤ人の声」は 2024 年 4 月、パレスチナ連帯会議の参加費振込先にしていた銀行口座をベルリン貯蓄銀行によって閉鎖されるという弾圧を受けた (本田 2024)。この口座閉鎖は 2024 年 6 月、ベルリン控訴審裁判所で違法と判断された (ELSC, 14 Aug 2024)。
- ¹⁰ 8 月中旬から 10 月中旬にかけて 3 年周期で開催されるルール地方の音楽・芸術祭。
- ¹¹ AfD は 2024 年 7 月 2 日にもポストコロナ研究への助成禁止を求める動議を提出している (BT Drucksache 20/12091)。
- ¹² ラーマン (Lerman 2022: 172-173) は、IHRA 定義の本質が権力的普及にあり、それに代わる客観的定義を提案する試みはそのことを見誤っているため、有効で

ないと主張する。

- ¹³ DW は 2021 年 12 月にヨルダンの放送局 TV Roya との協力関係の終了も発表した。

参考文献

- 2024 年 7 月 16 日、29 日、および 8 月 14 日の日付の記事を除き、ウェブリンクは、7 月 10 日現在で確認した。
- Aguigah, René (21 April 2020) Die Causa Achille Mbembe. Schwere Vorwürfe um einige Textpassagen, im Gespräch mit Felix Klein und Andrea Gerk, *Deutschlandfunk Kultur*. <https://www.deutschlandfunkkultur.de/die-causa-achille-mbembe-schwere-vorwuerfe-und-streit-um-100.html>
- Alsaafin, Linah (14 Feb 2022) 'We are scapegoats': Arab journalists fired by Deutsche Welle, *Al Jazeera*. <https://www.aljazeera.com/news/2022/2/11/career-assassination-dws-scapegoating-of-arab-employees>
- Asseburg, Muriel (2019) Die deutsche Kontroverse um BDS: Eine Einordnung, *Israel & Palästina. Zeitschrift für Dialog* I-III: 43-52.
- Axelrod, Toby (16 Sept 2022) German public broadcaster now requiring employees to support Israel's right to exist, *The Times of Israel*. <https://www.timesofisrael.com/german-public-broadcaster-now-requiring-employees-to-support-israels-right-to-exist/>
- Bank für Sozialwirtschaft (28 Dec 2018) Statement der Bank für Sozialwirtschaft zur Listung „Worst Global Anti-Semitic Incidents“ des Simon Wiesenthal Center: <https://www.sozialbank.de/news-events/presse/presseinformationen/detail/statement-der-bank-fuer-sozialwirtschaft-zur-listung-worst-global-anti-semitic-incidents-des-simon-wiesenthal-center>
- BAS (Beauftragter der Bundesregierung für jüdisches Leben in Deutschland und den Kampf gegen Antisemitismus) (no date) IHRA-Definition, <https://www.antisemitismusbeauftragter.de/Webs/BAS/DE/bekaempfung-antisemitismus/ihra-definition/ihra-definition-node.html>
- BMI (Bundesministerium des Innern) (2011) Antisemitismus in Deutschland. Erscheinungsformen, Bedingungen, Präventionsansätze. Bericht des unabhängigen Expertenkreises Antisemitismus. Berlin: BMI.
- BMI (2017) Antisemitismus in Deutschland. aktuelle Entwicklungen. Berlin: BMI.
- Boie, Johannes (18 Sept 2021) Der Fall Nemi El-Hassan. Bei dieser Karriere haben zu viele zu lange weggeschaut, *Die WELT*. <https://www.welt.de/debatte/kommentare/article233876388/Der-Fall-Nemi-El-Hassan-Bei-dieser-Karriere-haben-zu-viele-zu-lange-weggeschaut.html>
- Bpb (Bundeszentrale für politische Bildung) (11 Feb 2021) Israelbezogener Antisemitismus: <https://www.bpb.de/themen/antisemitismus/dossier-antisemitismus/326790/israelbezogener-antisemitismus/>
- Braungart, Eva-Maria (3 Nov 2022) Berliner Gericht: Kündigung von Deutsche Welle-Redakteurin unwirksam, *Berliner Zeitung*. <https://www.berliner-zeitung.>

- de/news/berliner-gericht-kuendigung-von-deutsche-welle-redakteurin-unwirksam-li.283181
- Brecher, Daniel Cil (2020) Zwischen Stigma und Identität, in: Wolfgang Benz, ed., *Streitfall Antisemitismus*, Berlin: Metropol. (<https://danielcilbrecher.com/2020/08/18/zwischen-stigma-und-identitat-antisemitismus-israel-und-die-juden-in-deutschland/>)
- Bundesministerium der Justiz (26 März 2024) Gesetz zur Modernisierung des Staatsangehörigkeitsrechts (StARModG) vom 22. März 2024, Bundesgesetzblatt, Nr. 104: <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/104VO.html>
- CDU, CSU and SPD (2005): Gemeinsam für Deutschland — mit Mut und Menschlichkeit. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD. https://library.fes.de/pdf-files/bibliothek/down/05_11_11_koalitionsvertrag_langfassung_navigierbar-1.pdf
- CDU, CSU and FDP (2009): Wachstum. Bildung. Zusammenhalt. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP. 17. Legislaturperiode. <https://www.kas.de/documents/252038/253252/Koalitionsvertrag2009.pdf/83dbb842-b2f7-bf99-6180-e65b2de7b4d4>
- Cinalli, Manlio, and Marco Giugni (2013) Political opportunities, citizenship models and political claim-making over Islam, *Ethnicities* 13 (2): 147–164
- Der Bundespräsident Steinmeier (22 Sept 2021) Rede beim Festakt zur Eröffnung der Ausstellung des Ethnologischen Museums und des Museums für Asiatische Kunst: <https://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/DE/Frank-Walter-Steinmeier/Reden/2021/09/210922-Humboldt-Forum.html>
- DB (Deutscher Bundestag) (2008a) Drucksache 16/10775 (neu). Antrag der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN vom 04. 11. 2008. Den Kampf gegen Antisemitismus verstärken, jüdisches Leben in Deutschland weiter fördern: <https://dserver.bundestag.de/btd/16/107/1610775.pdf>
- DB (2008b) Drucksache 16/10776. Antrag der Fraktion DIE LINKE vom 04.11.2008. Den Kampf gegen Antisemitismus verstärken, jüdisches Leben in Deutschland weiter fördern: <https://dserver.bundestag.de/btd/16/107/1610776.pdf>
- DB (2017) Drucksache 18/11970. Unterrichtung durch die Bundesregierung. Bericht des Unabhängigen Expertenkreises Antisemitismus. Deutscher Bundestag. 17.04.2017: <https://dserver.bundestag.de/btd/18/119/1811970.pdf>
- DB (2018) Drucksache 19/444. Antrag der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP und Bündnis 90/Die Grünen vom 17.01.2018. Antisemitismus entschlossen bekämpfen: <https://dserver.bundestag.de/btd/19/004/1900444.pdf>
- DB (2019a) Familie, Senioren, Frauen und Jugend — Ausschuss — hib 161/2019, Keine Rückkehr zur Extremismusklausel: https://www.bundestag.de/webarchiv/presse/hib/2019_02/593078-593078
- DB (2019b) Drucksache 19/10191, Antrag der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP

- und Bündnis 90/Die Grünen, »Der BDS-Bewegung entschlossen entgegenzutreten — Antisemitismus bekämpfen«, 19. Wahlperiode, 15. 5. 2019: <https://dserv.bundestag.de/btd/19/101/1910191.pdf>
- DB (2019c) »Bundestag verurteilt Boykottaufrufe gegen Israel«, 17. 5. 2019: <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2019/kw20-de-bds-642892>
- DBWD (Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienste) (16 Nov 2023) Kurzinformation. Zum Begriff der Staatsräson im deutschen Recht, WD 3 – 3000 – 134/23: <https://www.bundestag.de/resource/blob/984870/79547ce7fca4d17deedd8bf400ee7e44/WD-3-134-23-pdf.pdf>
- DBWD (30 Nov 2023) Entstehung, Wandel und Entwicklung des Staatsräson-Begriffs in Deutschland. WD 1 – 3000 – 024/23: <https://www.bundestag.de/resource/blob/984994/b6599ace70df398d643cc9e584d29caf/WD-1-024-23-pdf.pdf>
- de Morree, Paulien Elsbeth (2016) Rights and Wrongs under the ECHR. The prohibition of abuse of rights in Article 17 of the European Convention on Human Rights, Proefschrift, Universiteit Utrecht, published by Intersentia, Cambridge.
- Die Bundesregierung (2007) Die Rede von Bundeskanzlerin Angela Merkel vor der Generalversammlung der Vereinten Nationen am 25. 9. 2007 in New York, Bulletin der Bundesregierung 98–4: <https://www.bundesregierung.de/breg-de/service/bulletin/rede-vonbundeskanzlerin-dr-angela-merkel-796984>
- Die Bundesregierung (2008) Rede von Bundeskanzlerin Dr. Angela Merkel vor der Knesset am 18. März 2008 in Jerusalem, Bulletin der Bundesregierung 26–1: <https://www.bundesregierung.de/breg-de/service/newsletter-und-abos/bulletin/rede-von-bundeskanzlerin-dr-angela-merkel-796170>
- di Lorenzo, Giovanni (22 April 2010) Verstehen Sie das, Herr Schmidt?, *Die Zeit*: <https://www.zeit.de/2010/17/Gespraech-Helmut-Schmidt>
- Dressler, Rudolf (4 April 2005) Gesicherte Existenz Israels — Teil der deutschen Staatsräson — Essay. *Aus Politik und Zeitgeschichte* 15/2005: <https://www.bpb.de/shop/zeitschriften/apuz/29118/gesicherte-existenz-israels-teil-der-deutschen-staatsraeson-essay/>
- DW (Deutsche Welle) (7 Feb 2022) Präsentation des Untersuchungsberichts zu Antisemitismus-Vorwürfen: <https://corporate.dw.com/de/deutsche-welle-pr%C3%A4sentation-des-untersuchungsberichts-zu-antisemitismusvorw%C3%BCrfen-a-60689238>
- ELSC (European Legal Support Center) (14 Aug 2024) Court Victory against corporate complicity in Germany's authoritarianism: <https://elsc.support/news/victory-against-corporate-complicity-in-germanys-authoritarianism>
- Ferree, Myra Marx, William Anthony Gamson, Jürgen Gerhards, and Dieter Rucht (2002) *Shaping Abortion Discourse. Democracy and the Public Sphere in Germany and the United States*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Fischer, Leandros (2016) *Zwischen Internationalismus und Staatsräson. Der Streit um den Nahostkonflikt in der Partei DIE LINKE*. Wiesbaden: Springer VS.
- Fischer, Leandros (2019) Deciphering Germany's Pro-Israel Consensus, *Journal of*

Palestine Studies 48 (2): 26–42.

Fuhrmann, Maximilian (2019) *Antixtremismus und wehrhafte Demokratie. Kritik am politischen Selbstverständnis der Bundesrepublik Deutschland*. Baden Baden: Nomos.

Funke, Hajo (2023) Der Streit um Achille Mbembe und die Frage der Deutungshoheit über die Geschichte, in Zimmerer, Jürgen, ed., *Erinnerungskämpfe. Neues deutsches Geschichtsbewusstsein*. Ditzingen: Reclam (EPUB version).

Gebauer, Matthias, Ann-Katrin Müller, Sven Röbel, Raniah Salloum, Christoph Schult, and Christoph Sydow (12 Juli 2019) Lobbyismus im Bundestag: Wie zwei Vereine die deutsche Nahostpolitik beeinflussen wollen, *Der Spiegel*: <https://www.spiegel.de/politik/lobbyismus-im-bundestag-wie-zwei-vereine-die-deutsche-nahostpolitik-beeinflussen-wollen-a-00000000-0002-0001-0000-000164871539>

Gessen, Masha (9. Dec 2023) In the Shadow of the Holocaust. How the politics of memory in Europe obscures what we see in Israel and Gaza today, *The New Yorker*: <https://www.newyorker.com/news/the-weekend-essay/in-the-shadow-of-the-holocaust>

Gorski, Alexander, and Lara Frericks (9 July 2024) Ampel-Koalition: Die rechtteste Migrationspolitik, die die BRD je hatte, *Jacobin Magazin*: <https://www.jacobin.de/artikel/abschiebungen-nancy-faeser-terror-verherrlichung-like-soziale-medien>

Gould, Rebecca Ruth (2022) Legal Form and Legal Legitimacy: The IHRA Definition of Antisemitism as a Case Study in Censored Speech, *Law, Culture and the Humanities* 18(1): 153–181.

Groth, Annette, and Günter Rath (eds.) (2016) *Meinungsfreiheit bedroht? Die Gefährdung der Meinungsfreiheit in Deutschland durch die Kampagnen der sogenannten „Freunde Israels“*. Hamburg: Dörner: https://senderfreiespalaestina.de/pdfs/meinungsfreiheit_bedroht_version_ohne_tabelle.pdf

Habermas, Jürgen (2021) »Der neue Historikerstreit«, *Philosophie Magazin* 60: 10–11: <https://www.philomag.de/artikel/der-neue-historikerstreit>

Hauenstein, Hanno (4 Oct 2021) Triumph of the BILD: Nemi El-Hassan's firing was just plain wrong, *Berliner Zeitung*: <https://www.berliner-zeitung.de/en/triumph-of-the-bild-nemi-el-hassans-firing-was-just-plain-wrong-li.186770>

Hauenstein, Hanno, and Eyal Weizman (2023) Der zurückfliegende Bumerang. Die documenta fifteen, deutsche Debatten und Leerstellen, in Zimmerer, Jürgen, ed., *Erinnerungskämpfe. Neues deutsches Geschichtsbewusstsein*. Ditzingen: Reclam (EPUB version).

Heckel, Margaret, Jacques Schuster, and Christoph Keese (20 Aug 2006) »Warum sollen unsere Soldaten in den Libanon, Frau Merkel?«, *Welt am Sonntag*: <https://www.welt.de/printwams/article86911/Warum-sollen-unsere-Soldaten-in-den-Libanon-Frau-Merkel.html>

Hegasy, Sonja (2023) Hermeneutische Schikanen: Wie jüdisch-arabische und arabisch-jüdische Solidarität untergraben wird, in Zimmerer, Jürgen, ed.,

- Erinnerungskämpfe. Neues deutsches Geschichtsbewusstsein*. Ditzingen: Reclam (EPUB version).
- Hein, Jan-Philipp (18 May 2011) Studie zu Antisemiten in der Linkspartei, *Frankfurter Rundschau*: <https://www.fr.de/politik/studie-antisemiten-linkspartei-11395875.html> (現在アクセスすると、22.01.2019の日付がついている)
- Hever, Shir (2019) BDS Suppression Attempts in Germany Backfire, *Journal of Palestine Studies* 48 (3): 86-96.
- 樋口直人 (2014) 『日本型排外主義 在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- 本田 宏 (2024) 「現代ドイツのマッカーシズム イスラエル批判への弾圧事例」『北海学園大学法学研究』60 巻1号: 51-92。
- IHRA (International Holocaust Remembrance Alliance) (2015a) About the IHRA: <https://2015.holocaustremembrance.com/about-us>
- IHRA (2015b) Permanent Office: <https://2015.holocaustremembrance.com/about-us/permanent-office>
- IHRA (no date) Working definition of antisemitism: <https://holocaustremembrance.com/resources/working-definition-antisemitism>
- IHRA (8 Jan 2021) EU Handbook for the practical use of the IHRA working definition of antisemitism published: <https://holocaustremembrance.com/news/eu-handbook-ihra-definition-antisemitism>
- IMK (die "Ständige Konferenz der Innenminister und -senatoren der Länder, Innenministerkonferenz) (2022) Abschlussbericht der Bund-Länder-Arbeitsgruppe zur Thematik „Handlungsbedarf aufgrund zunehmender antisemitischer und antiisraelischer Hetze vor dem Hintergrund des Nahost-Konflikts“ (Stand: 02.09.2022): https://www.innenministerkonferenz.de/IMK/DE/termine/to-beschluesse/2022-12-02/anlage-zu-top-41.pdf?__blob=publicationFile&v=2
- Kahmann, Bodo (2014) CSU und Antisemitismus. Eine konservative Partei zwischen Problemwahrnehmung und Ressentiments, in Dana Ionescu und Samuel Salzborn, eds., *Antisemitismus in deutschen Parteien*. Baden-Baden: Nomos: 53-78.
- Kaim, Markus (30 Jan 2015) Israels Sicherheit als deutsche Staatsräson. Was bedeutet das konkret?, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 6/2015: 8-13: <https://www.bpb.de/shop/zeitschriften/apuz/199894/israels-sicherheit-als-deutsche-staatsraeson/>
- Kolter, Max (24 Jan 2024) Reform des Staatsangehörigkeitsrechts: So will die Ampel die Einbürgerung von Antisemiten verhindern, *LTO (Legal Tribune Online)*, https://www.lto.de/persistent/a_id/53715/
- Koopmans, Ruud (1995) *Democracy from Below. New Social Movements and the Political System in West Germany*. Boulder, Colo.: Westview.
- Koopmans, Ruud, and Paul Statham (1999) Ethnic and Civic Conceptions of Nationhood and the Differential Success of the Extreme Right in Germany and Italy, in Marco Giugni, Doug McAdam, and Charles Tilly (eds.) *How Social Movements Matter*. Minneapolis, MN: University of Minnesota Press: 225-250.

- Lerman, Antony (2022) *Whatever Happened to Antisemitism? Redefinition and the Myth of the 'Collective Jew'*. London: Pluto Press.
- Löbbert, Raul (16 July 2024) Eine etwas andere Gewissensprüfung. Resolution zum Schutz jüdischen Lebens, *ZEIT ONLINE*: <https://www.zeit.de/kultur/2024-07/bundestag-resolution-antisemitismus-schutz-juedisches-leben-verfassungsschutz/ko-mplettansicht>
- McCammon, Holly (2013) Discursive Opportunity Structure, in David A. Snow, Donatella della Porta, Bert Klandermans, and Doug McAdam (eds.) *The Wiley-Blackwell Encyclopedia of Social and Political Movements*. Malden, MA: Wiley Blackwell: 371-373.
- Mendel, Meron (2023) Die Katechismen des Aktivismus. Die Bedeutung Israels im »Historikerstreit 2.0«, in Zimmerer, Jürgen, ed., *Erinnerungskämpfe. Neues deutsches Geschichtsbewusstsein*. Ditzingen: Reclam (EPUB version).
- Michaels, Ralf (11 Jan 2024) Berliner Antidiskriminierungsklausel. Kunst ist frei, aber nichtverantwortungslos. Ein Gastbeitrag, *ZEIT Online*: <https://www.zeit.de/kultur/2024-01/berlin-antidiskriminierungsklausel-kultur-foerderung/komplettansicht>
- Mbembe, Achille (2016) The Society of Enmity, *Radical Philosophy* 200: 23-35.
- Montag, Jerzy (29 July 2024) So wird jüdisches Leben in Deutschland nicht geschützt, *ZEIT ONLINE*: <https://www.zeit.de/politik/ausland/2024-07/jerzy-montag-resolution-gegen-antisemitismus-bundestag-juedisches-leben>
- 大竹弘二 (2020) 「戦闘的民主主義の現在—多文化時代の民主主義防衛」『年報政治学』71 巻 2 号 (2020 年 12 月): 55-81。
- Özyürek, Esra (2016) Export-Import Theory and the Racialization of Anti-Semitism: Turkish- and Arab-Only Prevention Programs in Germany, *Comparative Studies in Society and History* 58 (1): 40-65.
- Romeyn, Esther (2020) (Anti) 'new antisemitism' as a transnational field of racial governance, *Patterns of Prejudice* 54 (1-2): 199-214.
- Roth, Günther (1963) *The Social Democrats in Imperial Germany — A Study in Working-Class Isolation and National Integration*. Totowa: Bedminster Press.
- Rothberg, Michael (2023) Gelebte Multidirektionalität: Der »Historikerstreit 2.0« und die Politiken der Holocausterinnerung, in Zimmerer, Jürgen, ed., *Erinnerungskämpfe. Neues deutsches Geschichtsbewusstsein*. Ditzingen: Reclam (EPUB version).
- Salzborn, Samuel, Sebastian Voigt (2011) Salzborn, S., & Voigt, S. (2011). Antisemiten als Koalitionspartner? Die Linkspartei zwischen antizionistischem Antisemitismus und dem Streben nach Regierungsfähigkeit, *Zeitschrift für Politik* 3: 290-309.
- Schmidt, Manfred G. (1995) *Wörterbuch zur Politik*. Stuttgart: Kröner.
- Schubert, Klaus, and Martina Klein (2020) *Das Politiklexikon*. 7. Auflage. Bonn: Dietz; Lizenzausgabe Bonn: Bundeszentrale für politische Bildung: <https://www.bpb.de/kurz-knapp/lexika/politiklexikon/18278/staatsraison/>

- Sharansky, Natan (2004) "3D Test of Anti-Semitism: Demonization, Double Standards, Delegitimization", *Jewish Political Studies Review* 16, Fall: 3-4.
- SPD, Bündnis 90/Die Grünen, and FDP (2021) Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit. Koalitionsvertrag 2021-2025 Zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SPD), Bündnis 90/Die Grünen und den Freien Demokraten (FDP): https://cms.gruene.de/uploads/assets/Koalition_svertrag-SPD-GRUENE-FDP-2021-2025.pdf
- 武井彩佳 (2017) 『和解のリアルポリティクス—ドイツ人とユダヤ人』 みすず書房。
- The JDA: Jerusalem Declaration on Antisemitism: <https://jerusalemdeclaration.org/>
- Ullrich, Peter (2008) *Die Linke, Israel und Palästina. Nahostdiskurse in Großbritannien und Deutschland* (Rosa-Luxemburg-Stiftung; Texte 48) Berlin: Karl Dietz Verlag.
- Ullrich, Peter, and Alban Werner (2013). Ist die "Die Linke" antisemitisch? Über Grauzonen der "Israelkritik" und ihre Kritiker, in Peter Ullrich, *Deutsche, Linke und der Nahostkonflikt. Politik im Antisemitismus- und Erinnerungsdiskurs*. Göttingen: Wallstein: 171-188.
- Younes, Anna-Esther (2020) Fighting Anti-Semitism in Contemporary Germany, *Islamophobia Studies Journal* 5 (2): 249-266.
- Wolffsohn, Michael (14 July 2019) „Der Spiegel“ und das gefährliche Spiel mit den Israel-Freunden, *Die Welt*: <https://www.welt.de/debatte/kommentare/article196829743/Der-Spiegel-und-das-gefaehrliche-Spiel-mit-den-Israel-Freunden.html>
- Zimmerer, Jürgen, ed., (2023) *Erinnerungskämpfe. Neues deutsches Geschichtsbewusstsein*. Ditzingen: Reclam (EPUB version).

Discursive Opportunity Structures Denouncing Criticism of Israel as Anti-semitism in Germany: A Process of Institutionalization in A “Militant Democracy”

Hiroshi HONDA

This paper reconstructs the institutionalization process of the discursive opportunity structure that suppresses criticism of Israel. This process of institutionalization refers to the one in which a particular discourse on anti-Semitism increasingly gets reinforced by institutional forces and state policies.

Previous studies have dealt with two dimensions of discursive opportunity structures as mutually independent: the discourse opportunity structure, in a narrow sense, is applied to situations in which specific discourses permeate a society due to past circumstances, while the concept of institutional opportunity structures refers to institutional barriers to entry that exclude or facilitate actors with specific tendencies from the political and public spheres. In the present case, however, the discursive dimension and the institutional barrier to entry have become increasingly intertwined since the 2000s, exerting a potent suppressive effect on speech. In this process, the discourse that equates criticism of Israel with anti-Semitism and condemns it has spread among established political actors and state policies. This paper describes and analyzes this process as the institutionalization of discursive opportunity structures that suppress criticism of Israel.

First, we take “militant democracy,” the essence of the postwar West German constitutional system, as an institutional opportunity structure. The German Basic Law makes it possible to restrict fundamental rights such as freedom of expression and association to entities identified as “enemies” of the “liberal democratic basic order.” It has thus been possible to ban neo-Nazi parties and Holocaust denialism and to regulate hate speech. However, the demarcating of the line between who is an “enemy” of democracy and who is not has been influenced by politics and security organs, though ultimate decisions are reserved for the judiciary. Along with the prevention of a Nazi resurgence, the elimination of the

Communist Party has been a primary objective since the founding of West Germany. The Christian Democrats have tried to incorporate some of the far-right forces into its support base while emphasizing the threat of radical left forces.

Though extremism prevention programs targeted anti-Semitic crimes of the far right in the early 2000s, conservative parties in federal governments gradually succeeded in readjusting such programs to include both radical leftists and a growing segment of Muslim immigrants as potential extremists in the late 2000s. In addition, following the terrorist attacks of 2001, the discourse of the “clash of civilizations” with Islam spread, while criticism of Israel and anti-Semitic speech increased in reaction to the escalation of the Middle East conflict. In response, Zionist lobby groups in the U.S. and elsewhere began to promote the concept of a “new anti-Semitism” that effectively equates criticism of Israel from the radical left and the Muslim world with anti-Semitism, anti-Americanism, and anti-Westernism. The German government, through its support of the International Holocaust Remembrance Alliance (IHRA), also helped institutionalize discursive opportunity structures that suppress criticism of Israel as anti-Semitic extremism, both at home and abroad.

In particular, Chancellor Merkel’s speech to the Israeli Parliament in March 2008 was a landmark moment. She defined Iran as an anti-Semitic force and justified the defense of Israel as Germany’s *raison d’état*. The concept of *raison d’état* implies a national policy pursued by the ruler without regard to individual reason, freedom, morality, or law. From this on, the discourse that attributes Israel’s national security to Germany’s *raison d’état* based on its historical responsibility to the Holocaust spread among German political elites. As a result, the discursive opportunity structures were institutionalized decisively, with the effect of silencing arguments questioning German policy toward Israel.

Merkel, coming from East Germany, also referred in this speech to the former East German government’s anti-Israel policy. As criticism of Israel becomes associated with the stigma of anti-Semitism, those from East Germany are under intense pressure to take distance from the anti-Israel policy of the former East Germany if they want an advancement in politics and public spheres in unified Germany. The Left Party, with its strongholds in Eastern Germany, has also been pressured as coalition talks with other parties come into view.

In the fall of 2008, six months after Merkel’s speech, the German

Parliament passed a resolution dismissing the Boycott, Divestment, and Sanctions (BDS) movement against Israel as an anti-Semitic threat to Israel's security. In Germany, the Nazi history of calling for boycotts of Jewish-owned stores and businesses in the 1930s has created a discursive opportunity structure in which defining the BDS as "anti-Semitic" resonates culturally. In September 2017, the German federal government made a Cabinet decision to adopt an enlarged IHRA definition, which equates criticism of Israel with anti-Semitism. Furthermore, in January 2018, a Bundestag resolution established an Anti-Semitism Officer. In keeping touch with Israeli officials, the Federal Anti-Semitism Officer contributed the following May 2019 to a passage of another parliamentary resolution condemning the BDS. Since then, federal and state anti-Semitism officers have taken on the role of being the first to denounce national and international scholars and cultural figures who have spoken critically of Israel, asking them to embrace the self-image of a united Germany that has overcome its Holocaust past. At the same time, existing administrative structures to counter extremism have become available for persecuting criticism of Israel as anti-Semitic crimes.

These institutionalized discursive opportunity structures demand the support of "Israel's right to exist" from those who ask for acceptance as legitimate members of German society. To be allowed to speak in the public sphere, journalists and intellectuals must not sympathize with the BDS. Not only civil society organizations that fight anti-Semitism but also artists, historians, and civil society organizations that support women's projects are required to express support for "Israel's right to exist" to receive state grants and foundation awards. Immigrants need to express their support for "Israel's right to exist" to pass the citizenship test to become a member of the German national community. Or they have to refrain from critical comments on Israel to avoid deportation. Furthermore, to be treated as a coalition partner in the political arena, a political party must also behave accordingly.

While leftists are divided over Israel, emerging far-right parties do not hesitate to express superficial support for Israel. Right-wing parties have put aside their anti-Semitism and positioned the fight against the "new anti-Semitism" as a tool to become mainstream parties while openly denouncing Muslim immigrants. Other established parties inadvertently helped this form of far-right mainstreaming strategy by institutionalizing the discursive opportunity structures that suppress even legitimate criticism of Israel.

